

一 般 廃 棄 物 処 理 基 本 計 画

令和4年2月

岩 泉 町

〈 目 次 〉

【はじめに】

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の対象区域	3
4	計画の期間	3
第1章	地域の概況	4
第1節	地理的概況	4
第2節	社会的概況	5
第2章	ごみ処理基本計画	8
第1節	ごみ処理の現況と課題	8
第2節	ごみ処理の課題	36
第3節	人口及びごみ量の将来予測	38
第4節	計画の基本フレーム	40
第5節	目標達成に向けた施策の推進	45
第3章	生活排水処理基本計画	58
第1節	生活排水の現況と課題	58
第2節	生活排水処理の将来予測	65
第3節	生活排水の処理主体	67
第4節	生活排水処理基本計画	68
第4章	計画の進行管理	69

注) 本計画書記載の数値は、端数処理や表現の関係で一致しない場合があります。

【はじめに】

1 計画の策定の趣旨

国により、「循環型社会元年」（平成 12 年）が位置付けられてから 20 年が経過し、その間、「循環型社会形成推進基本法」や「容器包装リサイクル法」「家電リサイクル法」などの各種リサイクル法が制定・改定され、ごみの減量化や資源化が取り組まれてきました。平成 30 年 6 月には、「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、地域の資源生産性の向上や低炭素化、地域の活性化等を実現する「地域循環共生圏」のイメージが描かれました。

これらの国の法体系の中で、一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の基本法である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）」では、第 6 条第 1 項で、市町村はその区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないと規定されています。

岩泉町（以下、「本町」という。）の中間処理及び最終処分を実施している宮古地区広域行政組合（以下、「組合」という。）では、平成 23 年度に、平成 23 年度から令和 7 年度までの 15 年間の計画期間とした組合構成市町村の区域（宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村）（以下、「本地域」という。）の一般廃棄物処理の方向性を示した組合の「一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。計画期間は、前期計画（平成 23 年度から平成 27 年度）、中期計画（平成 28 年度から令和 2 年度）、後期計画（令和 3 年度から令和 7 年度）の 5 年ごとに分けており、それぞれの計画期間で、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災からの復旧・復興、そして、復旧・復興の進捗状況を踏まえた一般廃棄物の適正処理等に努めることとしています。

今回、町では、組合の一般廃棄物処理基本計画の終期に合わせ、岩泉町一般廃棄物処理基本計画の策定を行います。

2 計画の位置付け

本計画は、国の「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月）」や各種リサイクル法、県の廃棄物処理計画やごみ処理広域化計画、災害廃棄物処理詳細計画、組合における一般廃棄物処理基本計画と整合性を図り、また本町の未来づくりプランなどにに基づき策定しました。なお、本計画に基づき、毎年、実施計画等を策定していきます。

なお、本計画の実現に向けた施策や事業の実施に当たっては、関係法令の改正や国の計画の見直し等にも的確に対応するとともに、効果を検証しながら課題を整理し、そして改善していく P D C A サイクルの中で“実効性”と“実行性”を担保し、予算との整合を図っていきます。また、計画の必要があると認められるときは、本計画を変更します。

3 計画の対象区域

本計画の計画対象区域は、本町全域とします。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、組合における一般廃棄物処理基本計画の終期に合わせ令和4年度から令和7年度までの4年間の計画とします。

第1章 地域の概況

第1節 地理的概況

1 位置・面積

本町は、北上山地の東部、下閉伊郡の北部に位置しています。東方は太平洋に臨み、西方は盛岡市に接し、南方は宮古市に接しています。その広さは東西 51km、南北 41km、総面積は 992.36km² で本州一の大きな町です。

2 地形

本町は四方を標高 1,000m～1,300m の高山に囲まれ、地形は極めて険しく耕地は少なく林野が占める割合が高くなっています。河川は、小川の国境及び大川の釜津田を源流として太平洋に注ぐ流路延長 96km の小本川及び安家森に源を発する安家川、峠ノ神山に源を発する撰待川の3つの河川があり、この流域に沿って帯状の耕地を有し集落を形成しています。

3 気象

本町は、町の中心部が盆地型で、酷暑となる場合があります。また、西側の山岳地帯は、高燥寒冷な高原型になっており、東側の沿岸地帯は海洋性の気候で比較的温暖ですが、やませの影響で農作物が被害を受けることがあります。

4 し尿処理施設周辺の水環境

本町のし尿及び浄化槽汚泥を処理している、組合のし尿処理施設の北側には、二級河川である閉伊川が流れ、北上高地を西から東へ蛇行しながら宮古市街地を東流し宮古湾へ注いでいます。し尿処理施設は、宮古衛生処理センター及び第2衛生処理場があり、処理水は閉伊川へ放流しています。

岩手県では、本地域を沿岸北部地域（宮古市田老地域の北部以北）と沿岸中部地域（宮古市田老地域の南部以南）に分けており、公共用水域における令和元年度の県調査では、両地域ともに環境基準を達成しています。また海域でも、宮古湾では令和元年度の県調査で環境基準を達成しています。

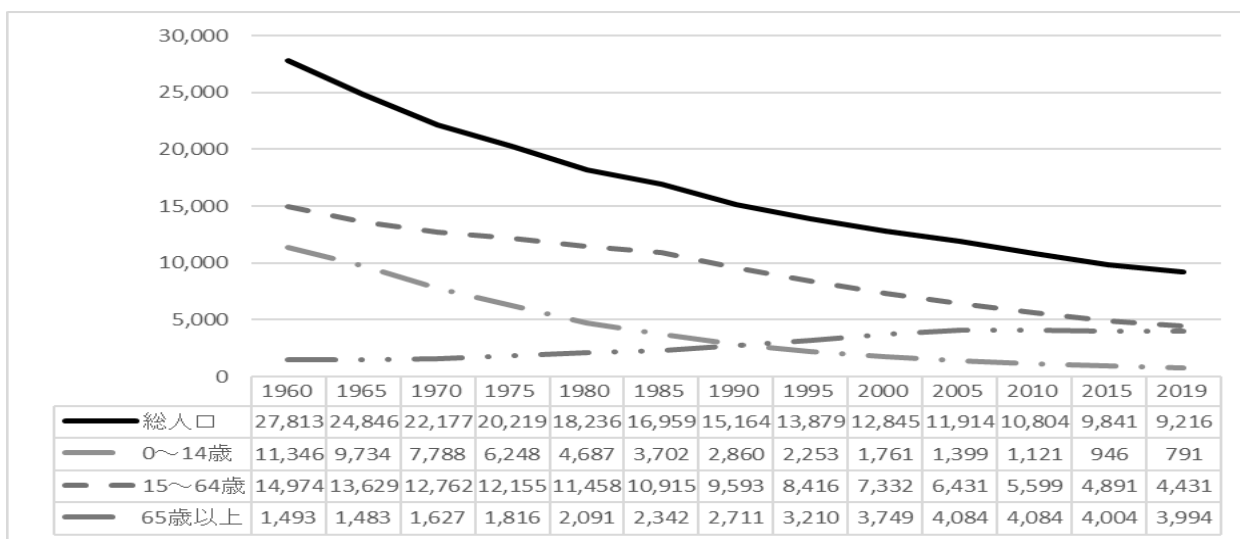
1 人口の推移

国勢調査による人口をもとにした「総人口」は、岩泉町が誕生した 1956(昭和 31)年から 4 年後の 1960 (昭和 35)年の国勢調査時点ですでに減少傾向にあり、その後増加することなく減少し続けています。

1960(昭和 35)年には「総人口」27,813 人でしたが、1980(昭和 55)年には 2 万人を切り、2014 (平成 26)年の「毎月人口推計」では 9,793 人となっています。

年齢 3 区分別人口を見ると、1980(昭和 55)年の時点では、「生産年齢人口 (15～64 歳)」が最も多く、次いで「年少人口 (0～14 歳)」、「老年人口 (65 歳以上)」という順番になっていましたが、1995(平成 7)年に「年少人口」よりも「老年人口」が多くなっています。その後、「老年人口」は増加を続け、「年少人口」と「生産年齢人口」は減少しています。

図 1-1 総人口と年齢 3 区分別人口の推移



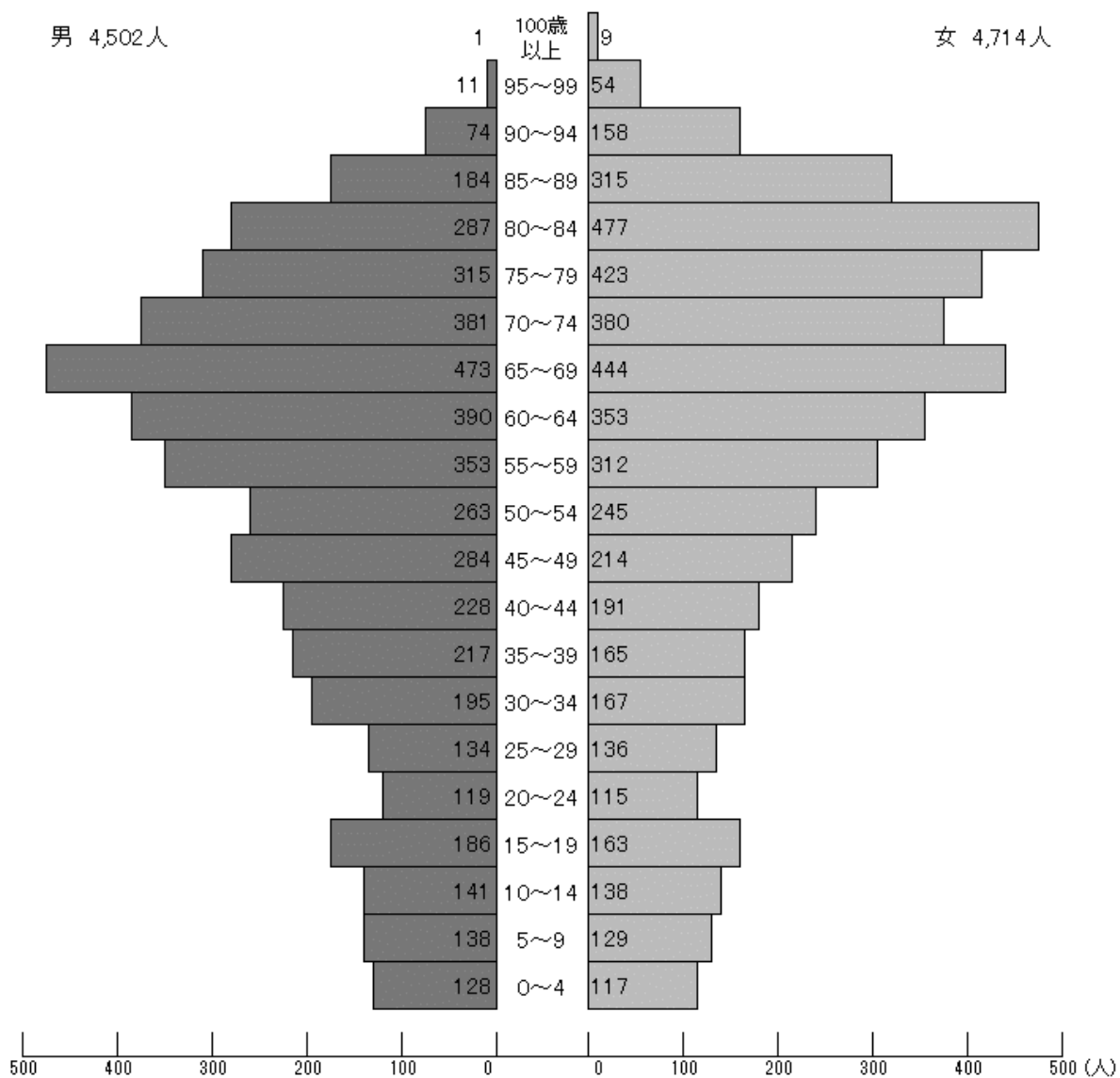
出典：岩泉町未来づくりプラン

2 人口ピラミッド

本町の令和元年9月30日現在の住民基本台帳による人口ピラミッドは、「逆ピラミッド型」となっており、20歳前後の若者の進学による流出や、それ以降の年代の就労による流出が顕著となっています。

また、出生数の減少も続いており、将来において更なる人口の減少が予想されます。

図 1-2 人口ピラミッド



出典：岩泉町未来づくりプラン

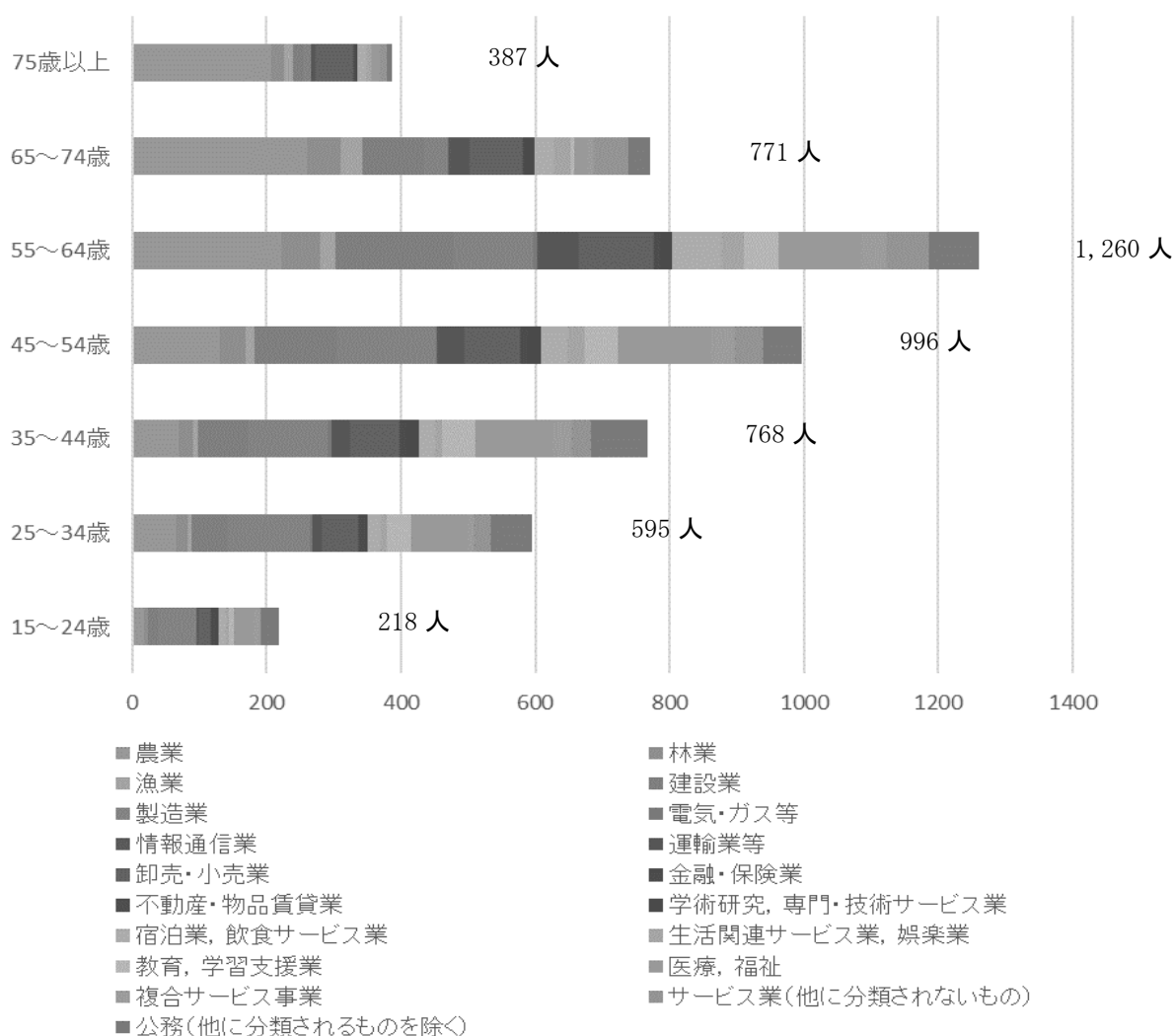
3 雇用や就業の状況

本町の平成 27 年 10 月 1 日の国勢調査による主な産業の就業者について年齢割合を見ると、“農業”及び“建設業”では「45歳以上」の就業者が多くなっています。

全体的に「15～34歳」の就業者数が少ないことから、学校を卒業後に就職できる就職先が少ないことや、企業とのマッチングが難しい状況であることもうかがえます。

「45歳以上」の就業者が多い産業では、現在の産業規模を維持するためには、後継者の確保など労働力確保が課題であることもうかがえます。

図 1-3 年齢階級別産業就業人口



出典：岩泉町未来づくりプラン

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現況と課題

1 ごみの種類

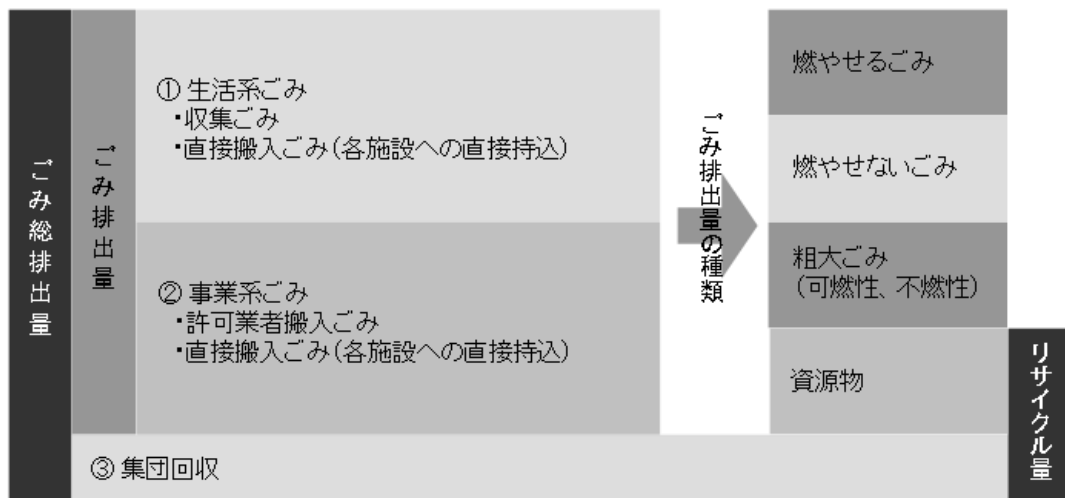
本計画における文言の定義を図 2-1 に示します。

本計画では、家庭から排出される一般廃棄物を「生活系ごみ」と呼び、事業所から排出される産業廃棄物以外の一般廃棄物を「事業系ごみ」と呼びます。生活系ごみと事業系ごみを合わせたごみを「ごみ排出量」、ごみ排出量に集団回収（自治会や子供会等で収集したもの）を加えたものを「ごみ総排出量」と呼びます。

ごみ排出量は、処理形態により、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ（可燃性、不燃性）、資源物（缶類、びん類、ペットボトル、紙類、紙製容器包装、プラ製容器包装、白色トレイ、有害ごみ、小型家電）の 4 種類に分けられます。

また、生活系ごみの資源物量と事業系ごみの資源物量に集団回収を加えた量をリサイクル量（民間事業者引渡量）と呼び、ごみ総排出量に対するリサイクル量の割合をリサイクル率と呼びます。

図 2-1 ごみの定義



出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

2 ごみ処理・処分の流れ

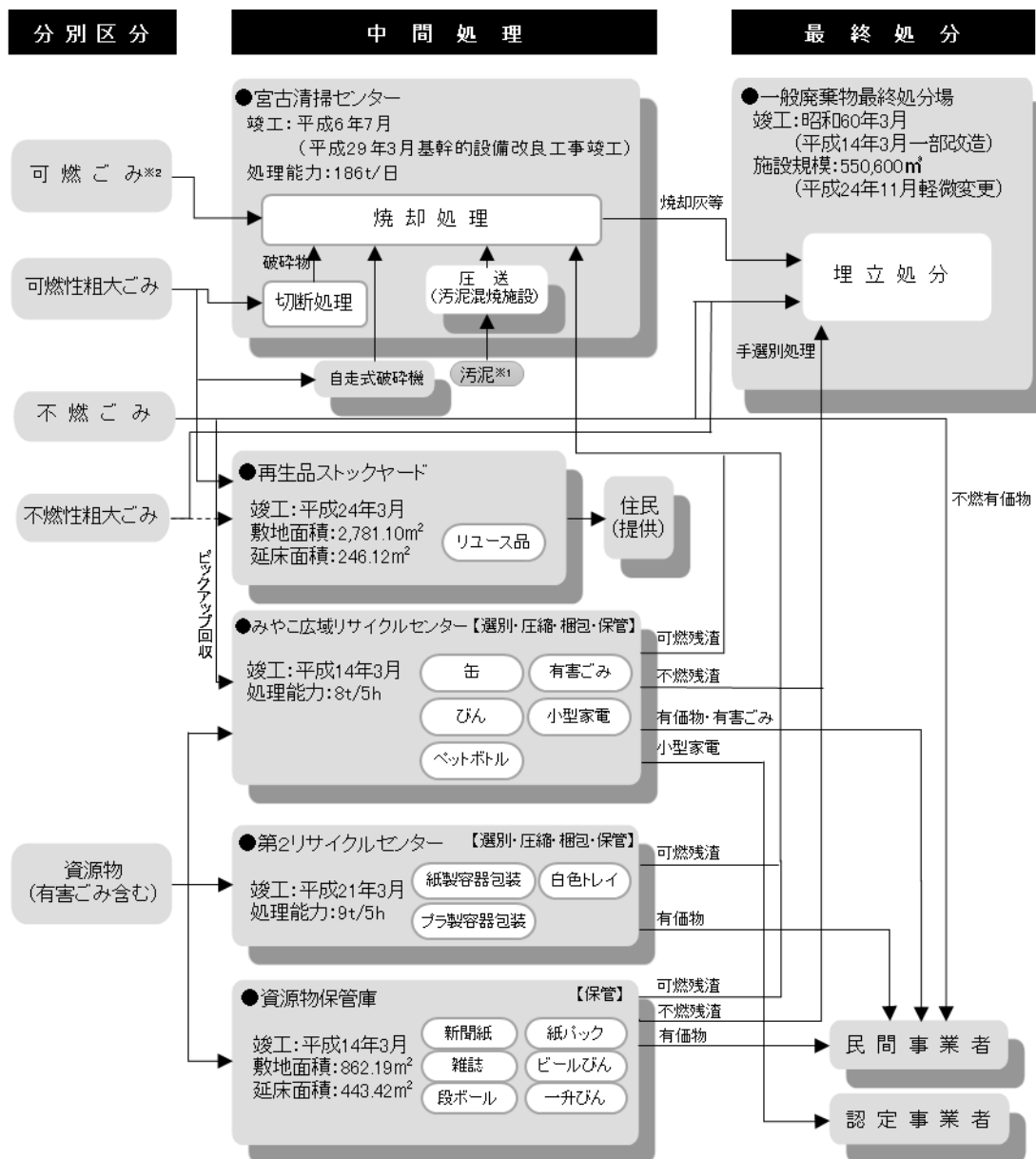
本町から排出される一般廃棄物は、組合において処理・処分を行っています。組合における処理・処分方法の主な流れを図 2-2 に示します。

燃やせるごみ及び可燃性粗大ごみは、宮古清掃センター(焼却施設)で焼却処理しています。このうち、可燃性粗大ごみについては、必要に応じ宮古清掃センター内の切断機や一般廃棄物最終処分場内にある自走式破碎機で焼却前処理を行っています。

燃やせないごみは、小型家電や不燃有価物を回収した上で、一般廃棄物最終処分場に埋立処分しています。

資源物として回収している品目は、みやこ広域リサイクルセンターで缶、びん、ペットボトル、有害ごみ、小型家電を、第2リサイクルセンターで紙製容器包装、プラ製容器包装、白色トレイを中間処理・保管し、紙類、リターナブルびんは資源物保管庫で保管しています。

図 2-2 ごみ処理・処分の主な流れ



※1:搬入される汚泥は、下水道処理施設、集落排水処理施設、し尿処理施設からの脱水汚泥
 ※2:特定産業廃棄物(下水道汚泥(スクリーンカス含む)、廃油(阻集器回収油分に限る)、廃プラ(発泡スチロール製の箱状容器に限る)、燃え殻(公衆浴場から生じたものに限る))含む

出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

3 ごみ総排出量とごみの性状

(1) ごみ総排出量の推移

本町におけるごみ総排出量の推移を表 1-1 及び図 3-1 に示します。

ごみ総排出量は、平成 27 年度から令和元年度にかけて 26t 増量し、3,719t となっています。

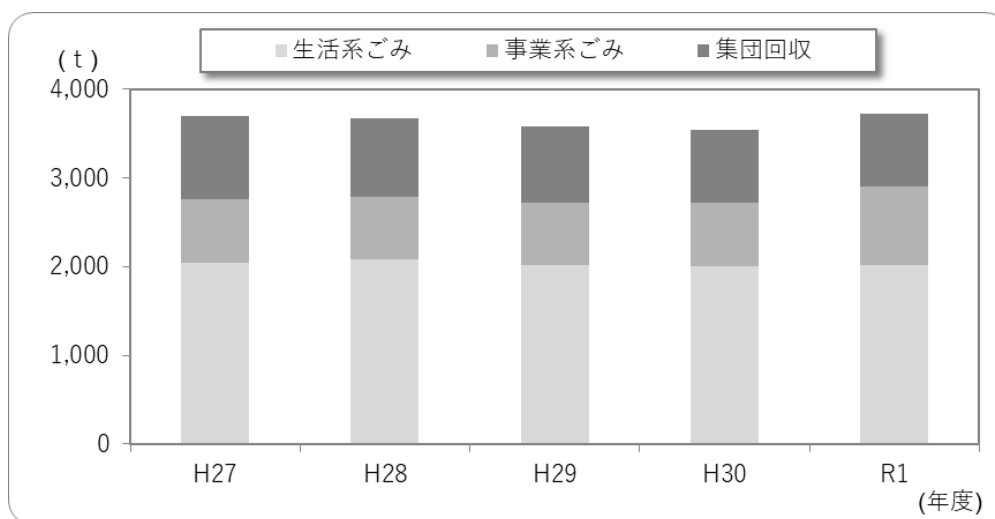
表 1-1 ごみ総排出量の推移

単位：t/年度

		H27	H28	H29	H30	R1
生活系ごみ	a	2,044	2,087	2,019	2,005	2,021
事業系ごみ	b	709	702	707	716	879
集団回収	c	940	885	851	821	820
ごみ排出量	d=a+b	2,753	2,789	2,726	2,721	2,900
ごみ総排出量	e=a+b+c	3,693	3,674	3,577	3,543	3,719
9月30日現在人口（人）		10,099	9,898	9,666	9,462	9,216

出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

図 3-1 ごみ総排出量の推移



(2) 一人1日あたりのごみ総排出量の推移

本町における一人1日あたりのごみ総排出量の推移を表1-2及び図3-2に示します。

令和元年度は、一人1日あたりのごみ排出量は860g、一人1日あたりのごみ総排出量は1,103gとなっています。

平成30年度において県平均一人1日あたりの量と比較すると、生活系ごみは県平均635gに対し、本地域は581gと54g少なくなっています。また、ごみ排出量では、県平均930gに対し、本地域では788gと142g少なくなっています。

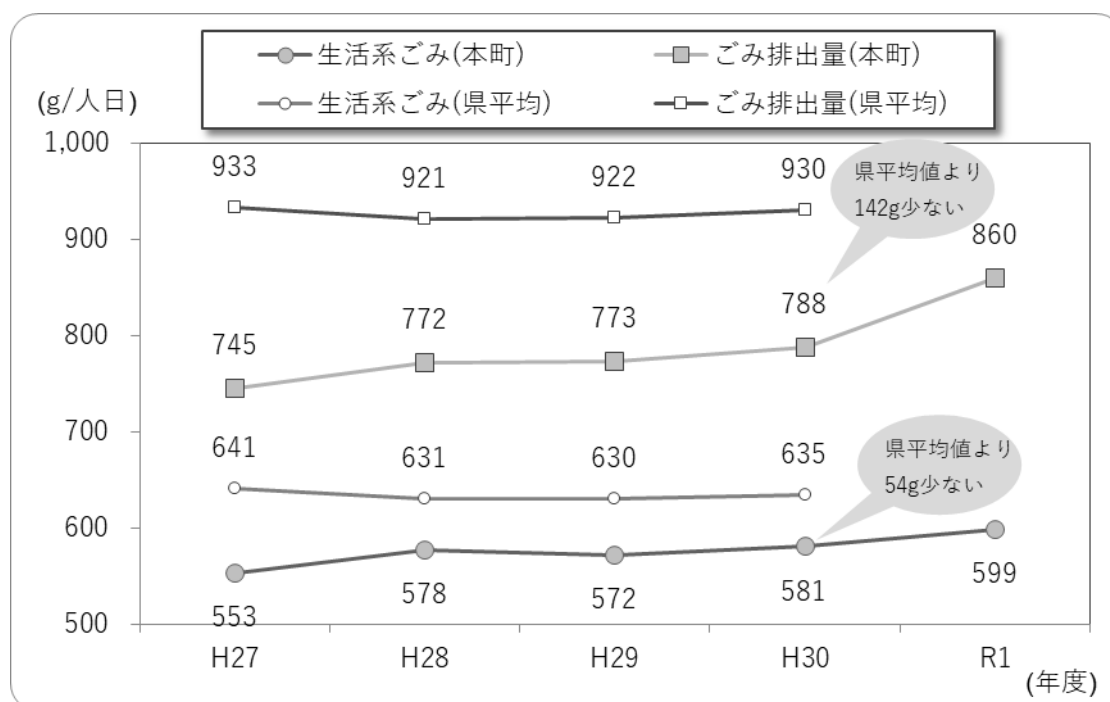
表1-2 一人1日あたりのごみ総排出量の推移

単位：g/人日

			H27	H28	H29	H30	R1
本町	生活系ごみ	a	553	578	572	581	599
	事業系ごみ	b	192	194	200	207	261
	集団回収	c	254	245	241	238	243
	ごみ排出量	d=a+b	745	772	773	788	860
	ごみ総排出量	e=a+b+c	999	1,017	1,014	1,026	1,103
県平均	生活系ごみ	a	641	631	630	635	
	事業系ごみ	b	292	290	292	295	
	集団回収	c	45	43	41	41	
	ごみ排出量	d=a+b	933	921	922	930	
	ごみ総排出量	e=a+b+c	978	964	963	971	

出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

図3-2 一人1日あたりのごみ排出量及び生活系ごみの推移



出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

(3) 生活系ごみ排出量の推移

① 生活系ごみ排出量の推移

本町における生活系ごみ排出量の推移を表 1-3 及び図 3-3 に示します。

生活系ごみの排出量は、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間で 23t の減量となっています。

また、一人 1 日あたりの生活系ごみの量は、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間で 46g の増量となっています。

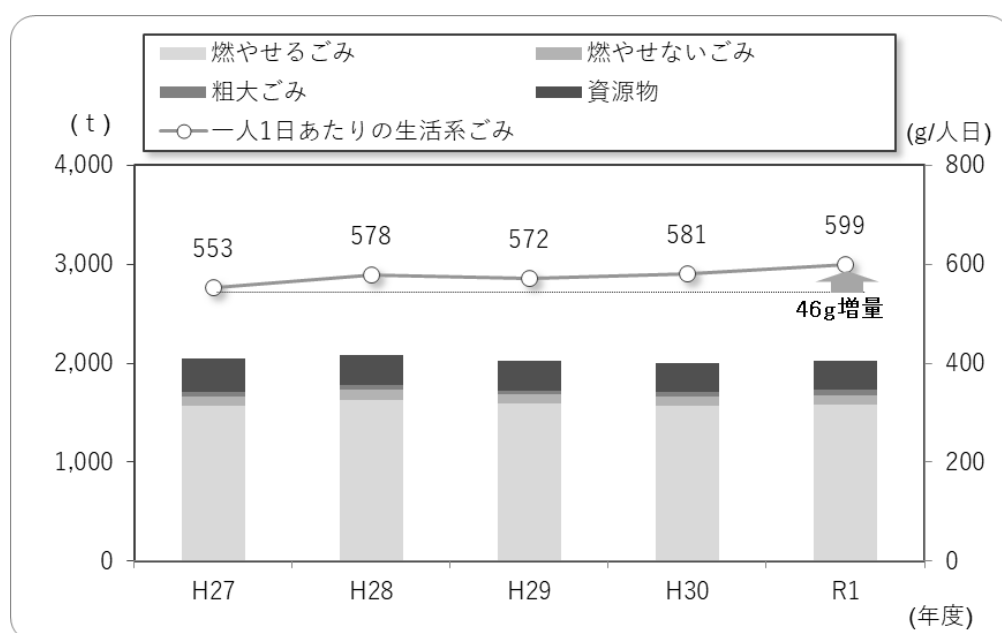
表 1-3 生活系ごみの排出量の推移

単位：t/年度

		H27	H28	H29	H30	R1	
収集ごみ	燃やせるごみ	1,555	1,615	1,583	1,557	1,567	
	燃やせないごみ	90	94	88	82	85	
	粗大ごみ	可燃性	7	8	10	8	10
		不燃性	6	6	6	7	8
	資源物	336	310	297	291	280	
	計	1,994	2,034	1,984	1,945	1,950	
直接搬入ごみ	燃やせるごみ	10	12	6	13	14	
	燃やせないごみ	10	11	9	12	10	
	粗大ごみ	可燃性	29	30	20	30	37
		不燃性	0	0	0	4	8
	資源物	1	1	1	2	3	
	計	50	54	35	60	71	
合計		2,044	2,087	2,019	2,005	2,021	
9月30日現在人口(人)		10,099	9,898	9,666	9,462	9,216	
一人1日あたりの生活系ごみ(g/人日)		553	578	572	581	599	

出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

図 3-3 生活系ごみ排出量の推移



出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

② 生活系ごみの収集資源回収量の推移

本町における生活系ごみの収集資源回収量の推移を表 1-4 及び図 3-4 に示します。

合計量は、人口減少の影響や排出抑制効果により、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間で 54t の減量となっています。

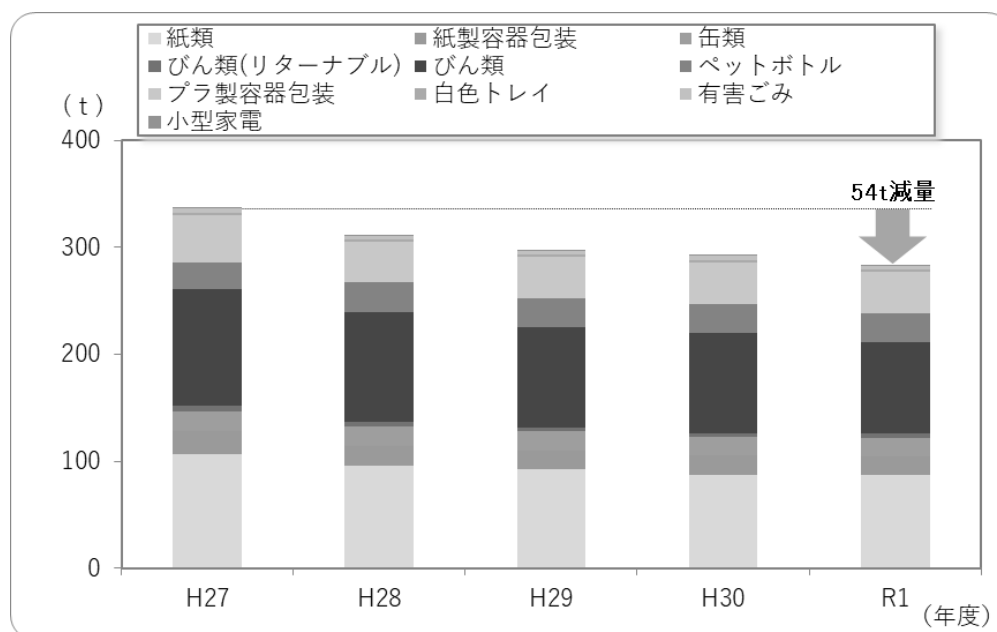
表 1-4 生活系ごみの資源回収量の推移

単位：t/年度

	H27	H28	H29	H30	R1
紙類	106	96	92	87	87
紙製容器包装	21	18	18	18	18
缶類	19	19	18	17	17
びん類(リターナブル)	5	4	4	4	3
びん類	110	103	94	94	86
ペットボトル	25	28	27	27	27
プラ製容器包装	44	37	40	40	39
白色トレイ	2	2	2	2	2
有害ごみ	4	4	3	4	4
小型家電	0	0	0	0	0
合計	337	311	297	293	283

出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

図 3-4 生活系ごみの資源回収量の推移



出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

(4) 事業系ごみ排出量の推移

① 事業系ごみ排出量の推移

本町における事業系ごみ排出量の推移を表 1-5 及び図 3-5 に示します。

合計量は、平成 27 年度から令和元年度にかけて 170t 増量し、879t となっています。

表 1-5 事業系ごみ排出量の推移

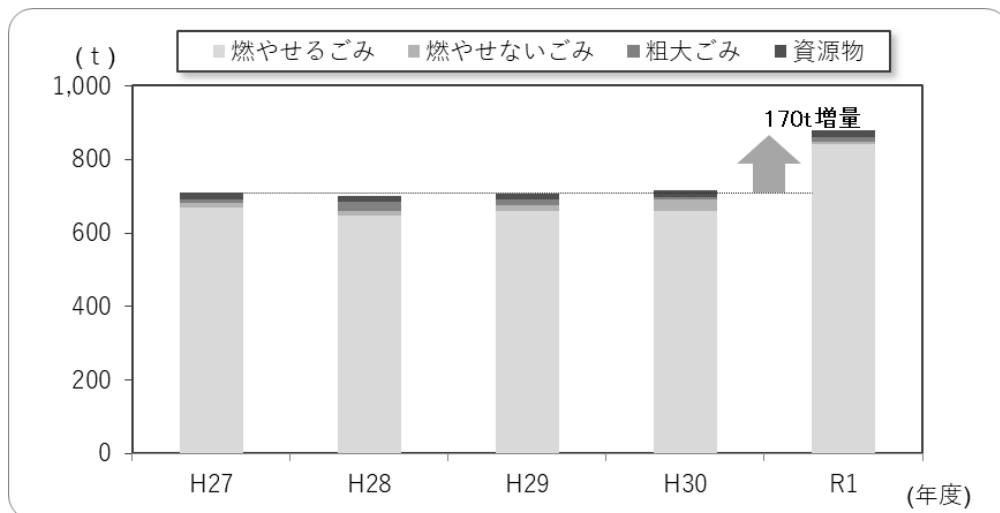
単位：t/年度

		H27	H28	H29	H30	R1	
収集ごみ (許可業者搬入)	燃やせるごみ	582	635	643	643	622	
	燃やせないごみ	4	5	7	3	3	
	粗大ごみ	可燃性	5	9	13	5	3
		不燃性	0	0	0	0	1
	資源物	15	13	13	17	16	
計	606	661	676	669	645		
直接搬入ごみ	燃やせるごみ	88	12	17	16	220	
	燃やせないごみ	10	10	9	28	1	
	粗大ごみ	可燃性	5	16	2	1	10
		不燃性	0	0	0	0	0
	資源物	2	3	3	2	3	
計	104	41	30	47	234		
合計		709	702	707	716	879	

注) 公共ごみは、直接搬入ごみに含む。

出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

図 3-5 事業系ごみ排出量の推移



出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

② 事業系ごみの資源回収量の推移

本町における事業系ごみの資源物回収量の推移を表 2-6 及び図 3-6 に示します。

合計量は、平成 27 年度から令和元年度にかけて 2t 増量し 19t となっています。びん類がその大半を占めている状況となっています。

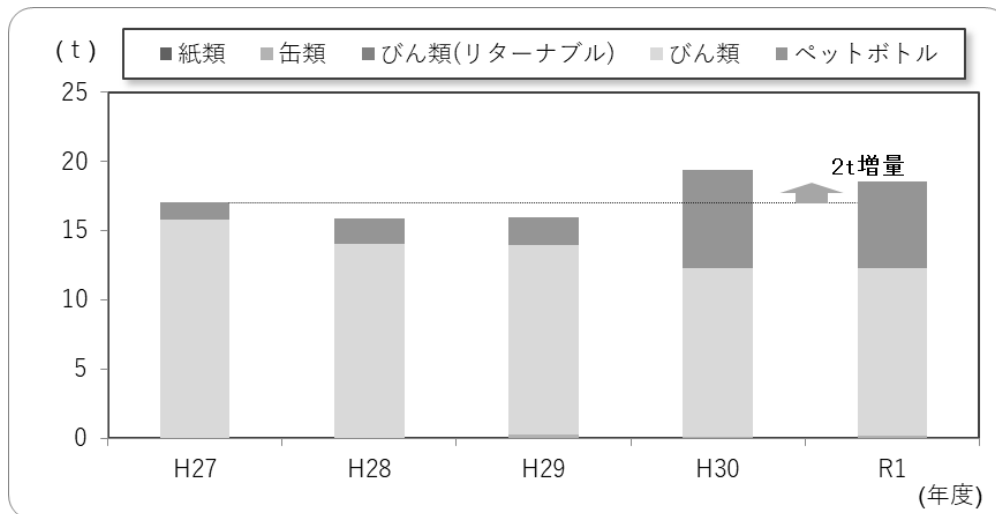
表 2-6 事業系ごみの資源回収量の推移

単位：t/年度

	H27	H28	H29	H30	R1
紙類	0	0	0	0	0
缶類	0	0	0	0	0
びん類(リターナブル)	0	0	0	0	0
びん類	16	14	14	12	12
ペットボトル	1	2	2	7	6
合計	17	16	16	19	19

出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

図 3-6 事業系ごみの資源回収量の推移



出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

(5) 集団回収による資源物回収量の推移

本町における集団回収による資源物回収量の推移を表 1-7 及び図 3-7 に示します。
 合計量は、平成 27 年度から令和元年度にかけて 120t 減量し、820t となっています。

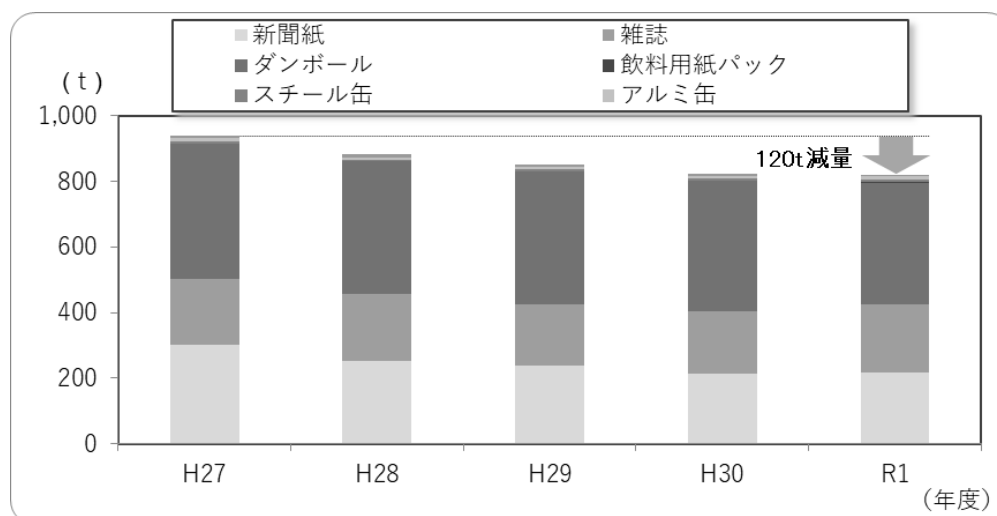
表 1-7 集団回収による資源物回収量の推移

単位：t/年度

	H27	H28	H29	H30	R1
新聞紙	300	252	239	212	217
雑誌	202	205	186	190	206
ダンボール	413	403	405	399	371
飲料用紙パック	0	0	0	0	3
スチール缶	8	5	6	6	7
アルミ缶	9	8	9	8	9
びん類(リターナブル)	9	11	6	6	5
合計	940	885	851	821	820

出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

図 3-7 集団回収による資源物回収量の推移



出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

(6) リサイクル量及びリサイクル率の推移

本町のリサイクル量及びリサイクル率の推移を表 1-8 及び図 3-8 に示します。

過去 5 年のリサイクル率は、31%から 35%程度で推移しており、県平均に対し、約 14 ポイントから 17 ポイント多くなっています。

表 1-8 リサイクル量及びリサイクル率の推移

単位：t/年度

		H27	H28	H29	H30	R1	
リ サ イ ク ル 量	資源(生活系ごみ)	a	337	311	297	293	283
	資源(事業系ごみ)	b	17	16	16	19	19
	有価物	c	23	27	29	31	34
	再生品化量	d	0	0	0	0	0
	小型家電(ビックアップ [®] 回収)	e	1	1	1	1	1
	処理残渣	f	8	6	8	11	8
	集団回収	g	940	885	851	821	820
	合計	h=a+b+c+d+e-f+g	1,309	1,233	1,186	1,154	1,147
ごみ総排出量	i	3,693	3,674	3,577	3,543	3,719	
リサイクル率	j=h/i	35.4%	33.6%	33.2%	32.6%	30.9%	
リサイクル率(県平均)		18.5%	18.1%	18.4%	18.2%	-	

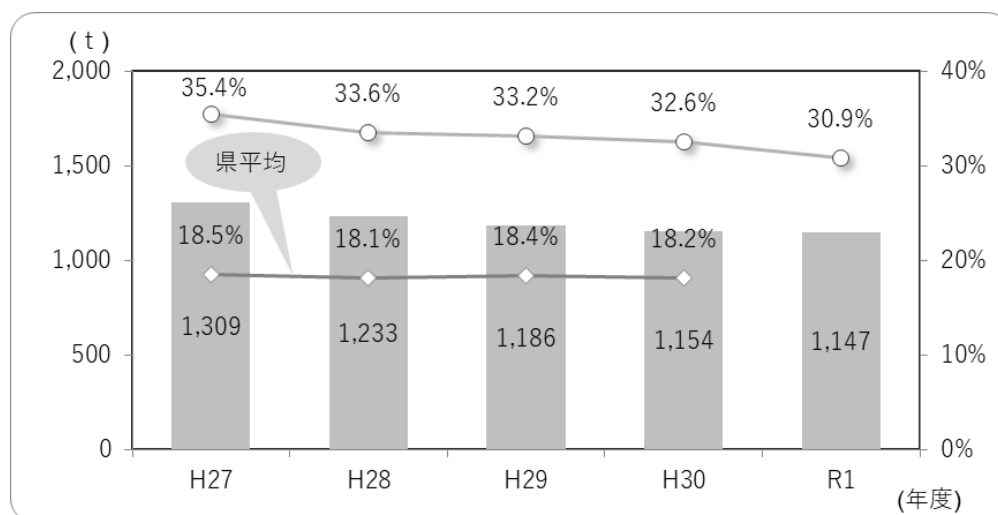
注)1. 処理残渣は、リサイクル過程での不適物等である。

注)2. 有価物：燃やせないごみ及び不燃性粗大ごみから回収した金属等

注)3. リサイクル率(県平均)は、環境省一般廃棄物処理実態調査より算出。

出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

図 3-8 リサイクル量及びリサイクル率の推移



出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

(7) 燃やせるごみの組成割合

本地域の燃やせるごみの組成割合の推移を表 1-9 及び図 3-9 に示します。

合成樹脂類の割合が若干の増加傾向にあります。令和元年度の燃やせるごみの組成割合は、生ごみが最も多く 50.0%、次いで紙・布類が 27.0%、合成樹脂類が 15.6%となっています。

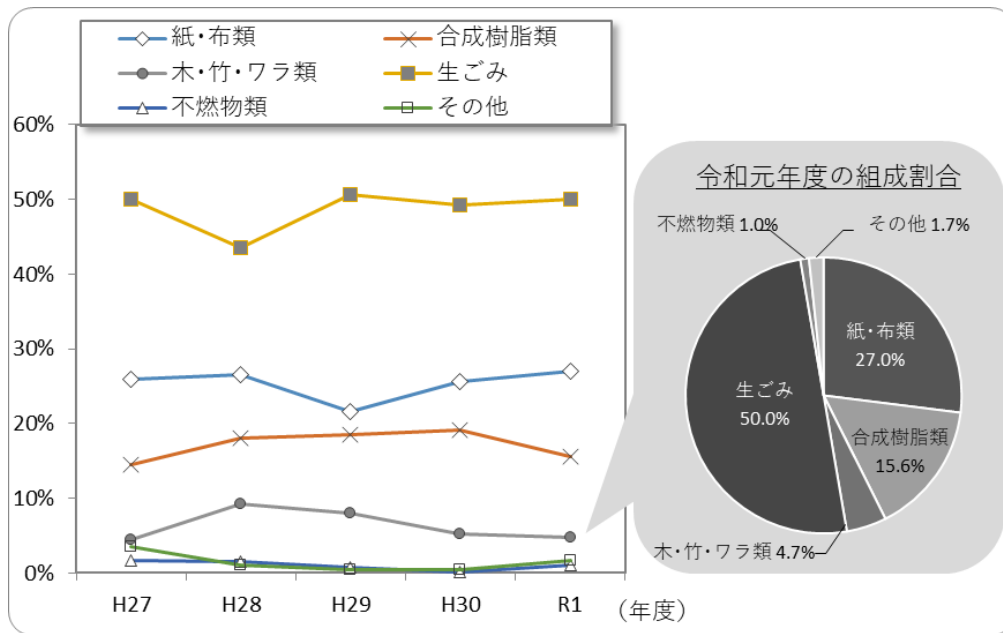
表 1-9 燃やせるごみの組成割合の推移

	H27	H28	H29	H30	R1
紙・布類	25.9%	26.6%	21.6%	25.6%	27.0%
合成樹脂類	14.5%	18.0%	18.5%	19.1%	15.6%
木・竹・ワラ類	4.4%	9.3%	8.0%	5.3%	4.7%
生ごみ	50.0%	43.5%	50.7%	49.3%	50.0%
不燃物類	1.7%	1.6%	0.7%	0.2%	1.0%
その他	3.5%	1.0%	0.5%	0.5%	1.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注) 表中の割合は、湿潤状態の推計値。

出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

図 3-9 燃やせるごみの組成割合の推移



出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

4 排出抑制・資源化等施策

(1) 生活系ごみの排出抑制・資源化

① 生ごみの減量化

本町では、生ごみの減量のため「ひと絞り運動」を実施し、生ごみの水切りの徹底に努めています。

② 集団回収の促進

本町では、自治会や子ども会などの団体や登録業者に対して奨励金を交付し、資源回収の促進を実施しています。

また、集団回収を円滑に実施するため、回収業者との連絡調整等を行っています。

(2) 事業系ごみの排出抑制・資源化

① 排出者責任の徹底

本町では、事業者に対し、排出者責任の原則から、事業系ごみの減量化・資源化への理解と協力を求め、指導を実施しています。

(3) 普及啓発・環境学習

① ごみへの意識啓発の促進

本町では、ごみの減量化・資源化に関する情報等を掲載した広報誌やリーフレットの配布、説明会の開催等を実施し、ごみへの意識の向上を促進しています。

② 環境学習の推進

本町では、学校や地域ぐるみの生涯学習を実施しています。

また、組合と連携し、環境学習の一環として、宮古清掃センター、みやこ広域リサイクルセンター、第2リサイクルセンター及び一般廃棄物最終処分場等の施設見学の依頼にも積極的に対応しています。

(4) その他

① 環境美化の推進

本町では、きれいで清潔な生活環境づくりのため、住民と協働した地区清掃や道路・河川等の環境美化を推進しています。

② 不法投棄の対策

本町では、環境巡視員によるパトロールを強化するなど、不法投棄対策を実施しています。

③ リサイクルの推進

本町では、リサイクル推進員を配置し、ごみの減量化・資源化の指導を実施しています。

5 収集・運搬

(1) 生活系ごみの分別区分

本町における生活系ごみの分別区分を表2に示します。

令和3年4月現在の生活系ごみの分別区分は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物、粗大ごみの4種類13分別となっています。

表2 生活系ごみの分別区分

分別区分		具体例	指定袋
燃やせるごみ		生ごみ類・布類・革製品類・木類・靴・プラスチック類等	○
燃やせないごみ		ガラス類・金属類・陶器類等	(共通)
資源物	ペットボトル	ペットボトルマークの付いているボトル	
	缶類	スチール缶・アルミ缶	
	びん類	無色・茶色・その他の色・リターナブルびん	
	紙類	新聞紙・雑誌・ダンボール・飲料用紙パック	
	紙製容器包装	紙袋・紙箱類・紙カップ・紙トレイ類・台紙類	○
	プラ製容器包装	ボトル類・袋類・ふた類・トレイ・カップ類・パック類・ネット類・緩衝材類	○
	白色トレイ	両面白色で四角の白色トレイ	
	有害ごみ	乾電池・蛍光管・水銀体温計・水銀血圧計	
	小型家電	携帯電話類・パソコン類・デジタルカメラ類、映像機器等	
粗大ごみ	可燃性粗大ごみ	家具類・布団類等	
	不燃性粗大ごみ	スチール棚・自転車・スキー板等	

出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

(2) 収集運搬体制

本町でのごみの収集運搬は、組合の業者委託により行っています。

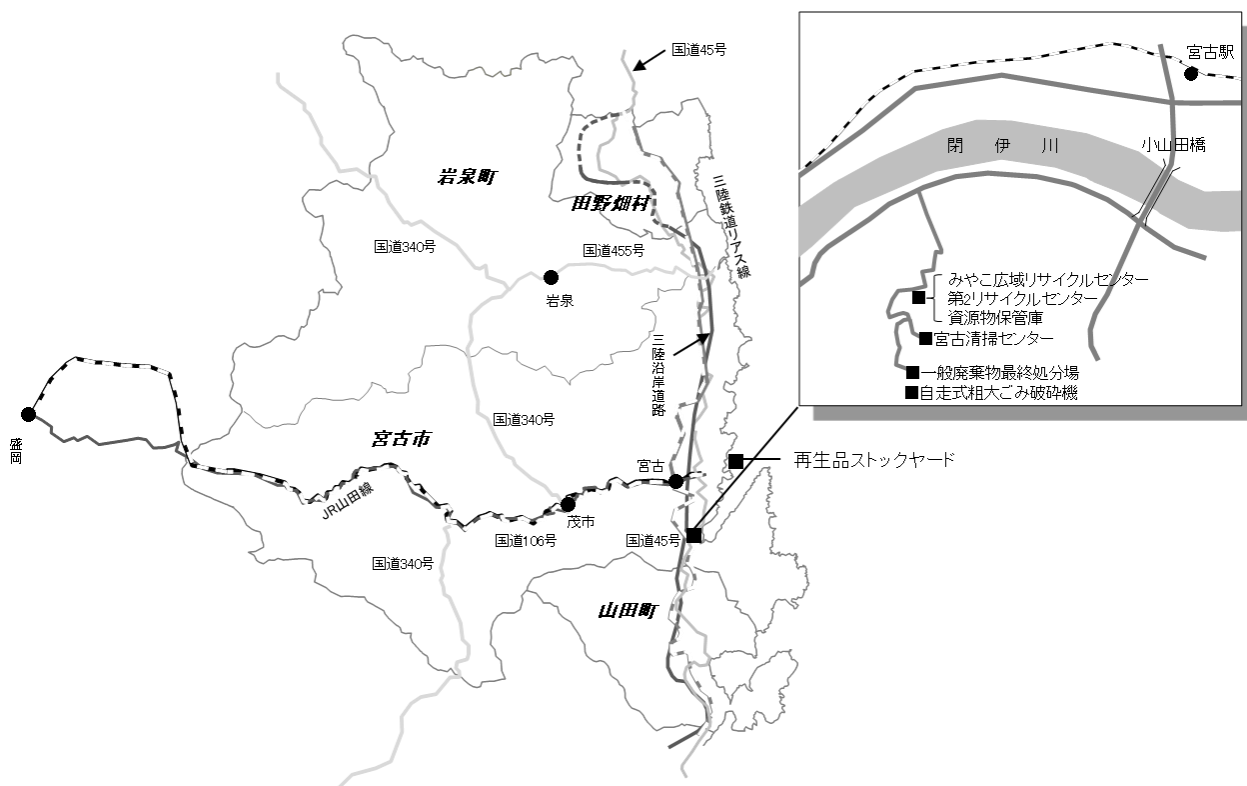
6 中間処理及び最終処分

(1) 施設概要

組合の各施設の位置を図4に、概要を表3に示します。

組合では、宮古清掃センター（可燃性粗大ごみ切断機を設置）、汚泥混焼施設、みやこ広域リサイクルセンター、第2リサイクルセンター、資源物保管庫、再生品ストックヤード及び自走式粗大ごみ破碎機において中間処理等を行い、一般廃棄物最終処分場で最終処分を行っています。

図4 組合の中間処理施設及び最終処分場の位置図



出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

表3 施設概要

■焼却施設

名 称	宮古清掃センター
施設規模	186 t/日 (93 t/日×2炉)
処理方式	流動床式焼却炉
竣 工	平成6年7月 (平成29年3月 基幹的設備改良工事竣工)
敷地面積	9,437.5 m ²
延床面積	3,419.6 m ²
備 考	可燃性粗大ごみ切断機設置

■汚泥混焼施設

名 称	汚泥混焼施設
施設規模	21.5 m ³ ×2基
処理方式	圧送
竣 工	平成11年3月
延床面積	139.5 m ²
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃センターと同一敷地隣接施設 ・宮古市建設施設 (組合で管理運営し構成市町村が共同利用)

■リサイクルセンター①

名 称	みやこ広域リサイクルセンター
施設規模	8 t/5 h
処理方式	選別・圧縮・梱包・保管
対 象	びん、缶、ペットボトル、有害ごみ、小型家電
竣 工	平成14年3月
敷地面積	3,186.36 m ²
延床面積	1,029.96 m ²

■ リサイクルセンター②

名 称	第2リサイクルセンター
施設規模	9 t / 5 h
処理方式	選別・圧縮・梱包・保管
対 象	紙製容器包装、プラ製容器包装、白色トレイ
竣 工	平成21年3月
敷地面積	1,977.87m ²
延床面積	840.00m ²

■ リサイクルセンター③

名 称	資源物保管庫
処理方式	保管
対 象	新聞、雑誌、段ボール、紙パック、リターナブルびん
竣 工	平成14年3月
敷地面積	862.19m ²
延床面積	443.42m ²
備 考	宮古市建設施設（組合で管理運営し構成市町村が共同利用）

■ リサイクルセンター④

名 称	再生品ストックヤード
処理方式	保管
対 象	ソファ、テーブル（木製）、学習机（木製）等
竣 工	平成24年3月
敷地面積	2,781.10m ²
延床面積	246.12m ²
備 考	

■粗大ごみ処理施設

名 称	自走式粗大ごみ破碎機
処理能力	198t/日(8h)
処理対象	可燃性粗大ごみ
稼働年月	平成12年4月(令和2年1月更新)
備 考	更新前処理能力:119.6t/日(8h)

■最終処分場

名 称	一般廃棄物最終処分場
施設規模	550,600m ³
処理方式	セル&サンドイッチ方式
竣 工	昭和60年3月 (平成24年11月埋立容量変更、+50,000m ³)
敷地面積	121,700m ²
備 考	浸出液処理施設 125m ³ /日(平成13年度一部改造)

出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

(2) 中間処理量

① 宮古清掃センター

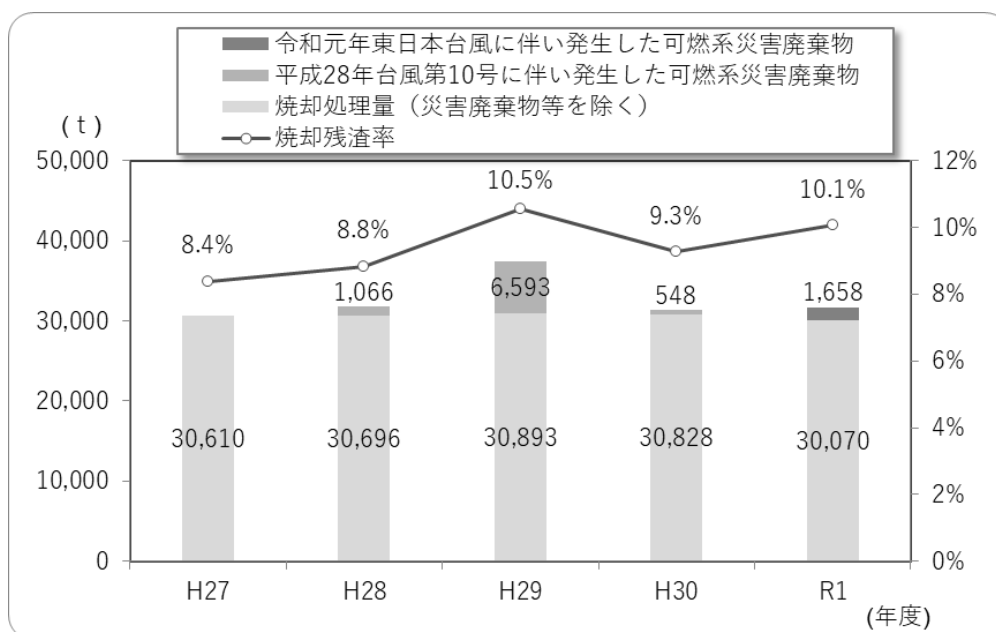
宮古清掃センターでの焼却処理量及び焼却残渣率の推移を図 5-1 に示します。

宮古清掃センターでは、主に燃やせるごみの他、切断及び破碎処理した可燃性粗大ごみ等を焼却処理しています。

焼却処理量は、平成 28 年度から令和元年度にかけて、平成 28 年台風第 10 号や令和元年東日本台風により発生した災害廃棄物の受入処理の影響により、通常の焼却処理量より約 550t から約 6,600t の増量となっています。

また、焼却残渣率は、災害廃棄物に付着した泥の影響等により焼却処理後に燃え残る焼却残渣量が増加したため、平成 28 年度以降、災害廃棄物の受入処理に応じて約 9%から約 10%と通常よりやや高い割合で推移しています。

図 5-1 焼却処理量及び焼却残渣率の推移



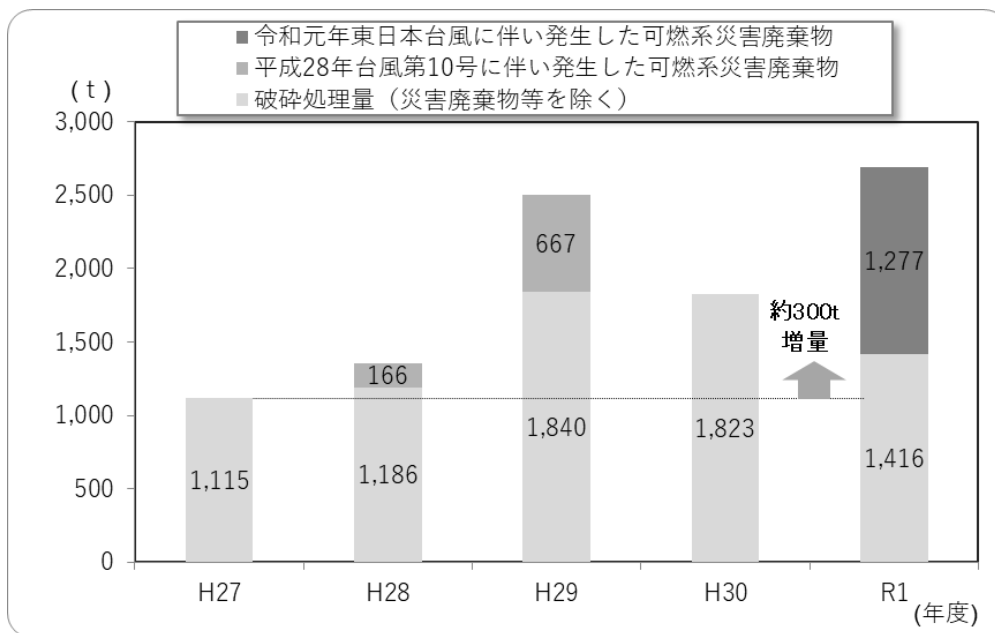
出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

可燃性粗大ごみの破碎処理量の推移を図 5-2 に示します。

災害廃棄物等を除く破碎処理量は増加傾向であり、令和元年度の処理量は平成 27 年度に比べ約 300t の増量となっています。

平成 28 年度及び平成 29 年度は平成 28 年台風第 10 号に伴い発生した可燃系災害廃棄物を合計 833t 処理しており、令和元年度は令和元年東日本台風に伴い発生した可燃系災害廃棄物を 1,277t 処理しています。

図 5-2 可燃性粗大ごみの破碎処理量の推移



出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

② 汚泥混焼施設

汚泥混焼施設への汚泥の搬入量の推移を表 4-1 及び図 5-3 に示します。

汚泥混焼施設では、下水道処理施設、集落排水処理施設及びし尿処理施設からの脱水汚泥を受入れ、宮古清掃センターに圧送し焼却処理しています。

組合での汚泥処理量は、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間で約 100t の増量となっています。

焼却処理量に対する汚泥量の割合は、平成 27 年度から平成 28 年度にかけて増加傾向を示しましたが、平成 29 年度から令和元年度にかけては台風災害に伴う災害廃棄物の発生により、年度毎に焼却処理量合計が増減し、令和元年度は 16.9%となっています。

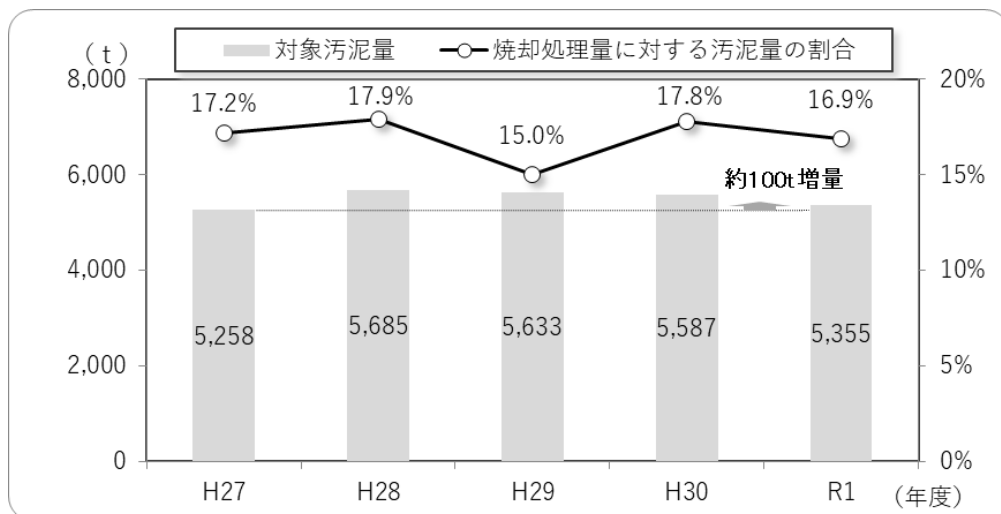
表 4-1 焼却対象汚泥量及び焼却処理量に対する汚泥量の割合の推移

単位：t/年度

	H27	H28	H29	H30	R1
し尿汚泥	1,586	1,646	1,482	1,422	1,387
下水汚泥	3,501	3,810	3,941	3,962	3,764
集落排水汚泥	170	229	210	203	204
合計	5,258	5,685	5,633	5,587	5,355
焼却処理量合計	30,610	31,762	37,486	31,376	31,728
焼却処理量に対する汚泥量の割合	17.2%	17.9%	15.0%	17.8%	16.9%

出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

図 5-3 焼却対象汚泥量及び焼却処理量に対する汚泥量の割合の推移



出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

③ リサイクルセンター

リサイクルセンターへの資源物の搬入量の推移を表 4-2 及び表 5-4 に、令和元年度の搬入品目の内訳を図 5-5 に示します。

リサイクルセンターでは、資源物のうち、紙類、缶類、びん類、プラスチック類、有害ごみ及び小型家電の選別・圧縮・梱包を行っています。

搬入量は、平成 27 年度から令和元年度にかけて約 540t 減量し、2,716t となっています。

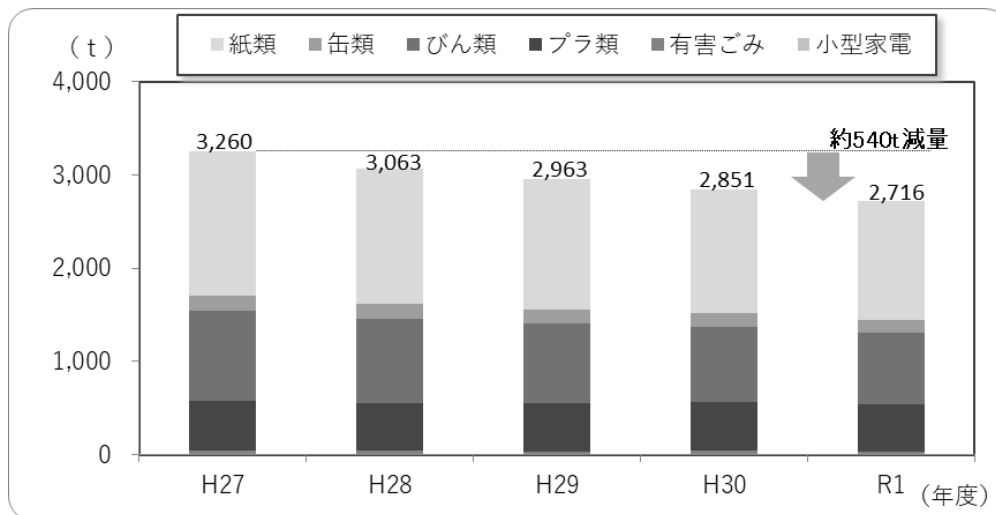
表 4-2 リサイクルセンター搬入量の推移

単位：t/年度

	H27	H28	H29	H30	R1
紙類	1,556	1,447	1,402	1,334	1,265
缶類	165	160	156	150	147
びん類	960	902	852	807	761
プラ類	537	515	515	521	506
有害ごみ	34	32	32	33	31
小型家電	8	6	5	6	5
合計	3,260	3,063	2,963	2,851	2,716

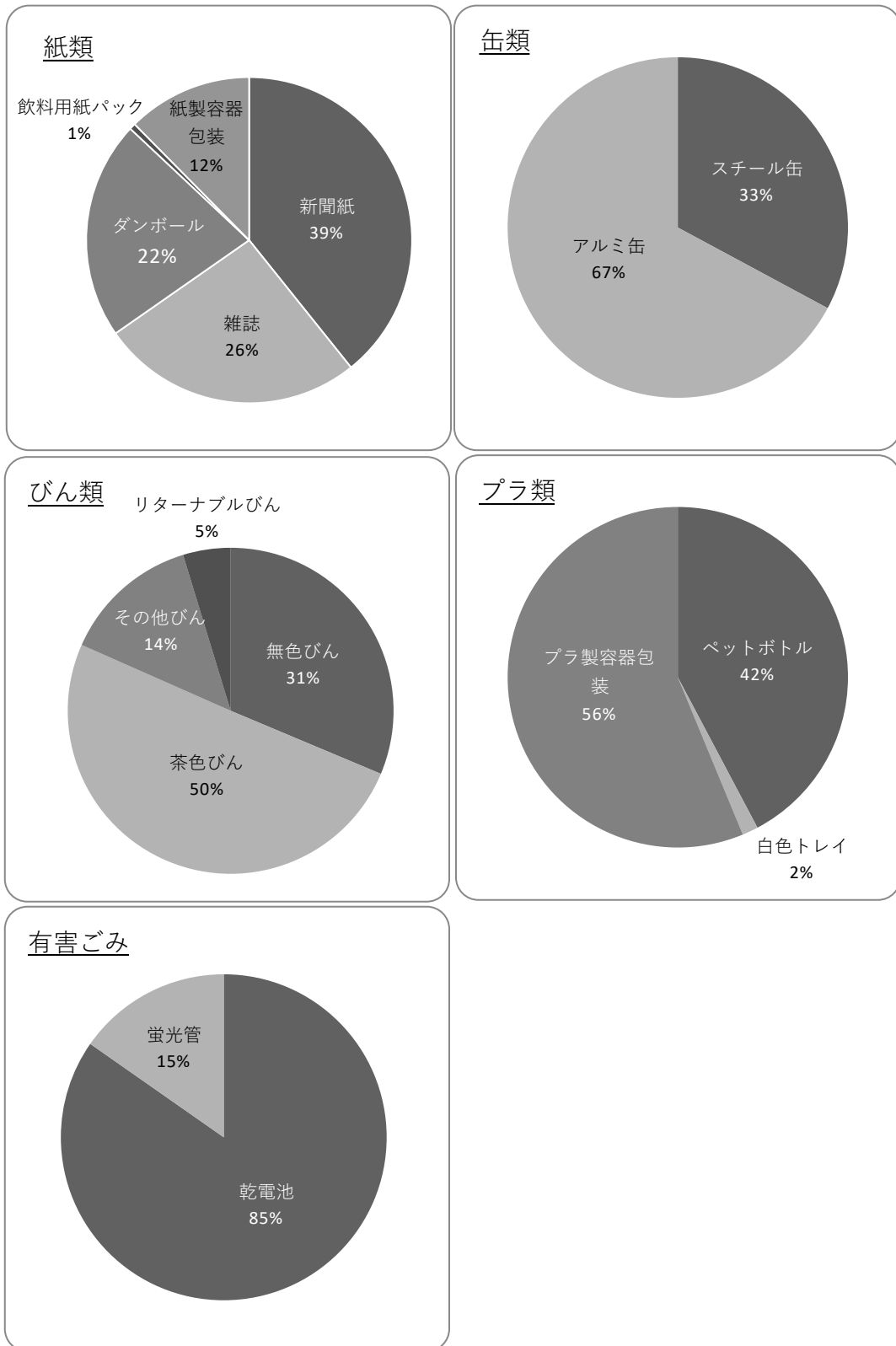
出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

図 5-4 リサイクルセンター搬入量の推移



出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

図 5-5 搬入品目の内訳（令和元年度）



出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

(3) 最終処分量

組合の一般廃棄物最終処分場での処分量の推移を表5及び図6に示します。

一般廃棄物最終処分場では、主に宮古清掃センターからの焼却灰と収集した燃やせないごみ、不燃性粗大ごみを埋立処分しています。なお、燃やせないごみ及び不燃性粗大ごみは、同施設内において手選別により使用済み小型家電及び不燃有価物を回収して資源化を図っています。

また、平成28年台風第10号及び令和元年東日本台風により発生した不燃系災害廃棄物の受け入れを、平成28年度から令和元年度にかけて約20tから約680t行っています。

災害廃棄物等を除いた最終処分量は、平成27年度から令和元年度にかけて約570t増量し、4,458tとなっています。

表5 最終処分量の推移

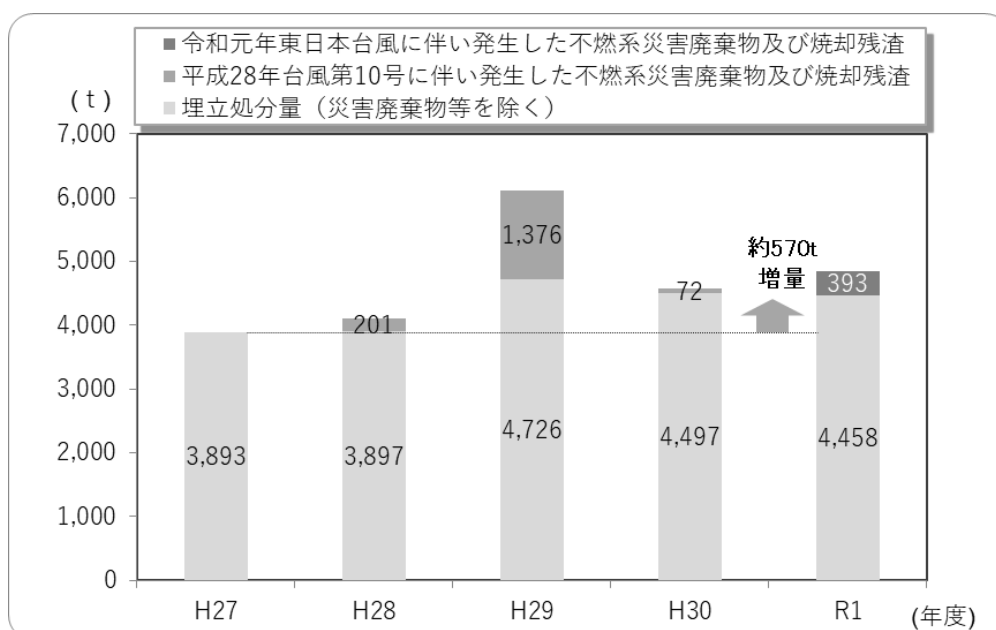
単位：t/年度

		H27	H28	H29	H30	R1
燃やせないごみ及び不燃性粗大ごみ	a	1,585	1,506	1,723	1,900	1,681
焼却残渣	b	2,564	2,808	3,950	2,905	3,190
(内、可燃系災害廃棄物焼却残渣)	c	0	94	695	51	104
その他	d	50	13	60	63	18
不燃有価物	e	299	327	306	312	322
小型家電(ピックアップ回収)	f	9	8	7	8	7
平成28年台風第10号不燃系災害廃棄物	g	0	107	681	21	0
令和元年東日本台風不燃系災害廃棄物	h	0	0	0	0	289
埋立処分量	$i=(a+b+d)-(c+e+f)$	3,893	3,897	4,726	4,497	4,458
埋立処分量(災害廃棄物等を含み)	$j=c+g+h+i$	3,893	4,098	6,102	4,569	4,851

注) 表中の「その他」とは、宮古清掃センターからの焼却灰以外の残渣や施設残渣等。

出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

図6 最終処分量の推移



出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

7 ごみ処理経費の推移

(1) ごみ処理経費の推移

本地域のごみ処理経費の推移を表6及び図7に示します。

本地域のごみ処理経費の合計は、平成27年度から平成30年度まで10億円前後で推移していたものの、令和元年度では約11億5千万円となり、平成30年度から約1億3千万円増加しています。

住民一人あたりのごみ処理経費についても、平成27年度から平成30年度まで12,000円前後で推移していたものの、令和元年度では13,833円となり、平成30年度から1,967円増加しています。

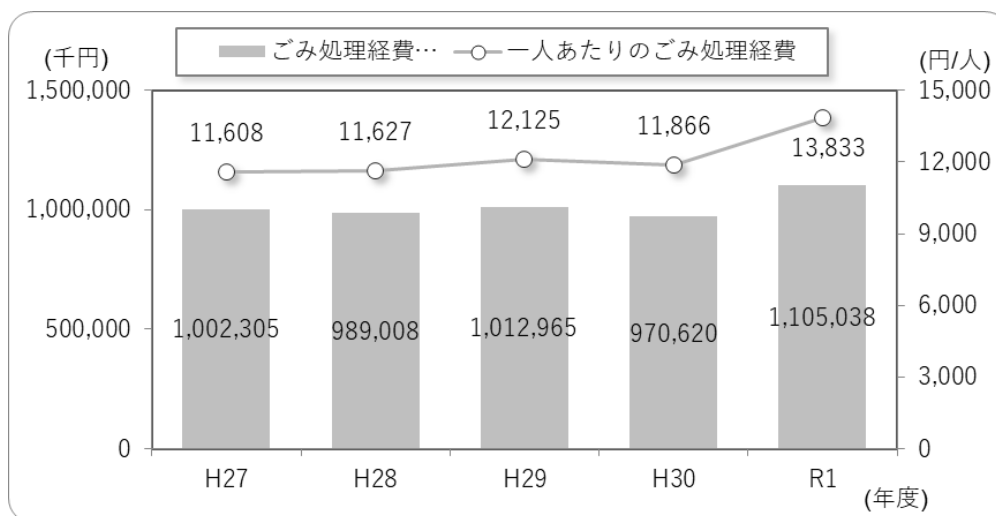
表6 ごみ処理経費と一人あたりのごみ処理経費の推移

		H27	H28	H29	H30	R1
ごみ処理経費 (千円)	収集運搬	521,682	518,120	520,451	472,823	556,767
	中間処理(焼却)	305,413	281,409	285,125	297,598	338,882
	中間処理(資源化)	76,634	87,039	80,193	85,842	84,170
	最終処分	98,576	102,440	127,196	114,357	125,219
	合計	1,002,305	989,008	1,012,965	970,620	1,105,038
一人あたり のごみ処理経費 (円/人)	収集運搬	6,042	6,091	6,230	5,780	6,969
	中間処理(焼却)	3,537	3,308	3,413	3,638	4,242
	中間処理(資源化)	887	1,023	960	1,049	1,054
	最終処分	1,142	1,204	1,522	1,398	1,567
	合計	11,608	11,627	12,125	11,866	13,833

注) 建設改良費(工事費+調査費)を除く。

出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

図7 ごみ処理経費と一人あたりのごみ処理経費の推移



出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

(2) 処理・処分あたりのごみ処理経費

組合での、焼却施設、リサイクル施設及び最終処分場それぞれのごみ処理経費を表7及び図8に示します。

令和元年度のごみ処理経費は、焼却施設で 11,270 円、リサイクル施設で 30,911 円、最終処分場で 28,090 円となっています。

表7 ごみ処理・処分量あたりのごみ処理経費の推移

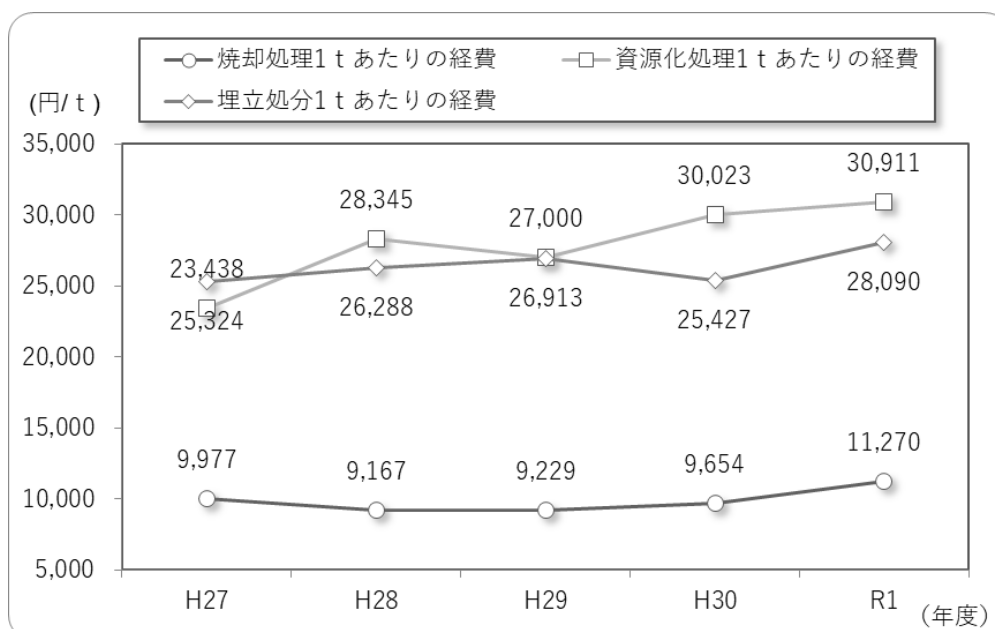
		H27	H28	H29	H30	R1
焼却施設	ごみ処理経費 (千円)	305,413	281,409	285,125	297,598	338,882
	処理量 (t/年度)	30,610	30,696	30,893	30,828	30,070
	処理量あたり (円/t)	9,977	9,167	9,229	9,654	11,270
リサイクル施設	ごみ処理経費 (千円)	76,634	87,039	80,193	85,842	84,170
	処理量 (t/年度)	3,270	3,071	2,970	2,859	2,723
	処理量あたり (円/t)	23,438	28,345	27,000	30,023	30,911
最終処分場	ごみ処理経費 (千円)	98,576	102,440	127,196	114,357	125,219
	処理量 (t/年度)	3,893	3,897	4,726	4,497	4,458
	処理量あたり (円/t)	25,324	26,288	26,913	25,427	28,090

注1. 各施設について、災害廃棄物処理分の経費を除く。

注2. 各施設について、災害廃棄物処理量を除く。

出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

図8 ごみ処理・処分量あたりのごみ処理経費の推移



出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

(3) 施設への持ち込み手数料

組合では、表 8-1 に示す受入日時で受入を行っています。

表 8-1 ごみの受入日時

項 目	内 容
受 入 日	月曜から土曜（国民の祝日も受入します） ただし、1月1日～1月3日は受入していません
受入時間	午前：8時30分～12時00分 午後：1時00分～4時30分

注) 令和3年4月1日現在

また組合では、表 8-2 に示す内容で処分手数料を品目ごとに徴収しています。

処理処分手数料は、家庭からのごみと事業所からの一般廃棄物で手数料が異なります。家庭からのごみのうち、燃やせるごみ及び燃やせないごみは、50kg までは無料、50kg を超える場合は 10kg あたり 50 円の手数料を徴収しています。また、資源物は無料、小動物の死体は 20kg までは 1 体につき 1,000 円、20kg を超える場合は 1 体につき 1,500 円の手数料を徴収しています。一方、事業所からの一般廃棄物のうち、燃やせるごみ及び燃やせないごみは、10kg あたり 50 円の手数料を徴収しています。また、資源物は缶、びん、ペットボトルのみ受入を行っており、10kg あたり 30 円の手数料を徴収しています。

また、表 8-3 に示す「宮古地区広域行政組合廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」で規定する受入条件を満たす産業廃棄物（以下「特定産業廃棄物」という。）の処理を行っており、廃油及び燃え殻については 10kg あたり 100 円の手数料、廃プラスチックについては指定袋 1 袋につき 60 円の手数料を徴収しています。

表 8-2 処理処分手数料

品 目	家庭からのごみ	事業所からの 一般廃棄物	特定産業廃棄物
燃やせるごみ (粗大を含む)	50kg まで : 無料	50 円/10kg	—
燃やせないごみ (粗大を含む)	50kg を超える : 50 円/10kg		—
資 源 物	無料	30 円/10kg ※従業員の個人消費に伴って排出された缶、びん、ペットボトルに限る	—
小動物の死体	1 体につき 20kg まで : 1,000 円 20kg を超える : 1,500 円	—	—
フロンガスを回収するもの	1 個につき 500 円	—	—
特定産業廃棄物	—	—	廃プラスチック : 60 円/指定袋 上記以外 : 100 円/10kg

注) 令和 3 年 4 月 1 日現在

出典 : 宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

表 8-3 組合が処理する特定産業廃棄物及び受入条件

区 分	条 件
下水道汚泥等	公共下水道施設から生じる有機性汚泥及びスクリーンかす。
廃油	公共下水道及び浄化槽の排水設備として設置する阻集器（グリーストラップを含む。）で回収された油分に限る。
廃プラスチック	前年度の総売上高が 3,000 万円以下で、かつ排出量の平均が 1 日 2kg 以下である事業者の事業活動に伴って生じる発泡スチロール製の箱状容器に限る。
燃え殻	公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）の規定による一般公衆浴場から生じる焼却残灰に限る。

出典 : 宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

1 排出抑制・資源化の課題

(1) 生活系ごみに対する課題

- ・生ごみ処理機等の購入に対する補助の継続
- ・さらなる分別の徹底と分別収集品目拡大の検討
- ・処理手数料の見直しの検討
- ・資源回収業者との連携による効率化の推進
- ・集団回収に対する助成金制度の継続
- ・さらなるリユースの推進
- ・組合及び組合構成市町村との連携強化

(2) 事業系ごみに対する課題

- ・排出者責任についての周知徹底
- ・生ごみ等の減量・資源化に向けた指導の徹底
- ・公共施設の減量化・資源化の徹底

(3) 普及・啓発に対する課題

- ・住民・事業者に対する意識啓発や情報提供のための広報等の活用
- ・廃棄物処理法に基づいた、廃棄物減量等推進審議会等の推進体制整備の検討
- ・住民と協働した清潔できれいな街づくりの推進
- ・商品購入段階からのごみの排出抑制の推進
- ・廃棄物に関する普及啓発・環境学習の取り組みの推進
- ・生ごみの減量対策の推進

2 収集・運搬に対する課題

- ・将来排出予測量等を考慮した効率的な収集運搬体制の検討
- ・高齢者や障がい者のごみ出し支援の検討
- ・組合と連携した一般廃棄物収集運搬従事者講習会の継続実施
- ・環境にやさしい低公害車の導入の促進

3 中間処理の課題

中間処理は、組合において実施していることから中間処理の課題は組合の一般廃棄物処理基本計画から抜粋しています。

(1) 宮古清掃センター

- ・燃やせるごみの量・質の変動に対応した効率的な運転管理
- ・廃棄物の適正処理の継続
- ・老朽化が進行する機器・設備等の計画的な整備

(2) 汚泥混焼施設

- ・脱水汚泥等の適正処理
- ・老朽化が進行する機器・設備等の計画的な整備

(3) リサイクル施設

- ・搬入量に対応した効率的な運転管理及び出荷される資源物の品質管理
- ・老朽化が進行する機器・設備等の計画的な整備

4 最終処分の課題

最終処分は、組合において実施していることから最終処分の課題は組合の一般廃棄物処理基本計画から抜粋しています。

- ・最終処分場の埋立完了に向けた雨水・排水対策等の計画的な実施
- ・最終処分場の廃止に向けた浸出液処理施設の計画的な維持補修の検討
- ・最終処分場の跡地利用に向けた計画の策定
- ・最終処分場の更新に向けた整備計画の策定

5 自然災害発生時の対応における課題

- ・県や構成市町村の協働による地域防災体制の構築

6 その他の課題

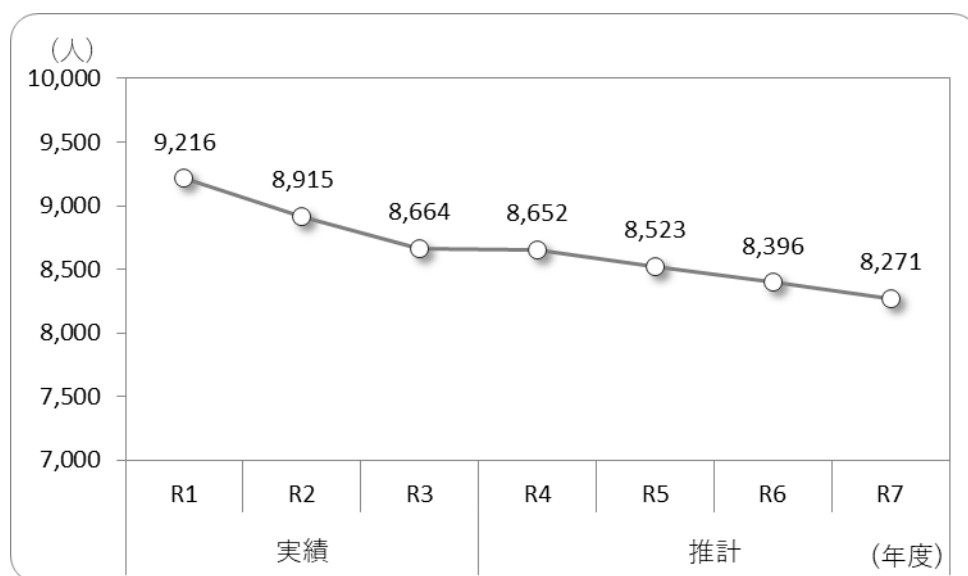
- ・不法投棄防止に向けた連携体制の強化
- ・本町と組合との共同事務に関する継続協議

第3節 人口及びごみ量の将来予測

1 人口の将来予測

令和3年9月30日現在の本町の人口は8,664人となっていますが、令和4年度以降も減少が見込まれています。宮古地区広域行政組合一般廃棄物処理基本計画の推計によると、本計画最終年度の令和7年9月30日現在の人口は8,271人と予測されています。

図9 人口の将来予測



注1) 令和1年度から令和3年度人口は、9月30日現在の住民基本台帳人口

注2) 令和4年度から令和7年度人口は、宮古地区広域行政組合一般廃棄物処理基本計画の推計人口

2 ごみ総排出量の将来予測

ごみの総排出量の将来予測を表9及び図10に示します。

計画最終年度である令和7年度では、生活系ごみと事業系ごみを合わせたごみ排出量は2,530 t、集団回収を加えたごみ総排出量は3,249 tと予測されます。

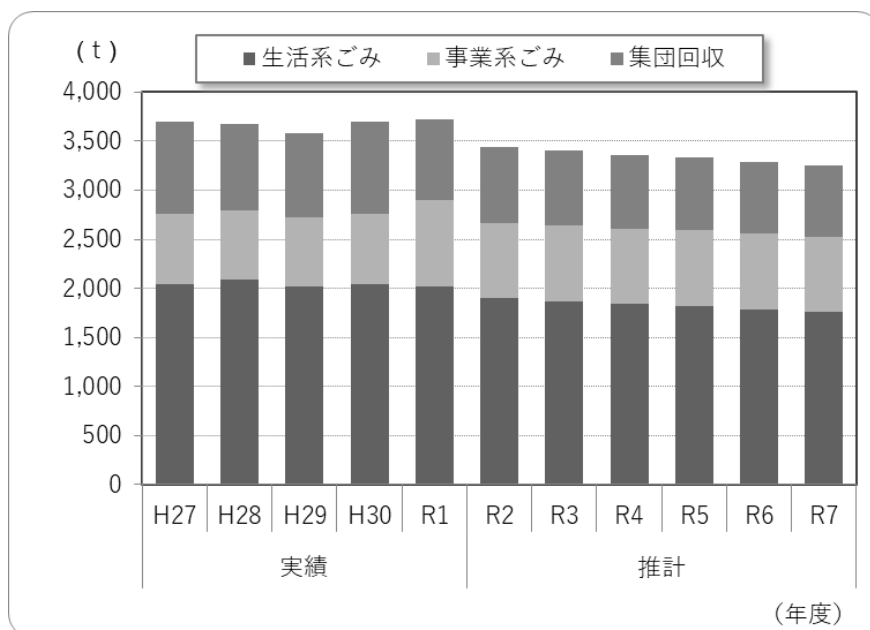
表9 ごみ総排出量の将来予測（現状施策のまま推移した場合）

単位：t/年度

		生活系ごみ	事業系ごみ	集団回収	ごみ排出量	ごみ総排出量
実績	H27	2,044	709	940	2,753	3,693
	H28	2,087	702	885	2,789	3,674
	H29	2,019	707	851	2,726	3,577
	H30	2,044	709	940	2,753	3,693
	R1	2,021	879	820	2,900	3,719
推計	R2	1,900	767	778	2,667	3,445
	R3	1,872	767	766	2,639	3,405
	R4	1,844	767	752	2,611	3,363
	R5	1,822	767	742	2,589	3,331
	R6	1,790	767	729	2,557	3,286
	R7	1,763	767	719	2,530	3,249

出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

図10 ごみ総排出量の将来予測（現状施策のまま推移した場合）



出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

第4節 計画の基本フレーム

1 基本理念及び基本方針

本町では、組合作成の一般廃棄物処理基本計画を基本とし、構成市町村、住民、事業者等と連携しながら3Rを推進し、ごみの減量や資源化に努め、資源循環型社会を形成することを目標とします。

そのため、以下の4つの基本方針を掲げ、各施策を実施していきます。

基本理念 資源循環型社会の形成

方針1 3Rの推進によるごみの減量・資源化の促進

3Rの推進による普及啓発などを通じ、住民、事業者、行政でパートナーシップを構築し、一体となっておごみの分別徹底などを推進し、ごみの減量化や資源化を図ります。

方針2 ごみの適正処理の推進

3Rを推進したうえで最終的に排出されるごみの処理処分は、ごみの量・質などの変化に応じ、収集運搬、中間処理及び最終処分を効率的で効果的に行います。また、安全かつ安定した適正な処理処分を行うとともに、環境負荷の低減も図ります。

方針3 計画的な施設整備の推進

組合と連携し、最終処分場の埋立完了見込みに伴う新設の最終処分場の計画・整備を行います。また、汚泥混焼施設やみやこ広域リサイクルセンター等の施設の老朽化が進んでいることから、持続可能な適正処理の確保に向け、計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図ります。

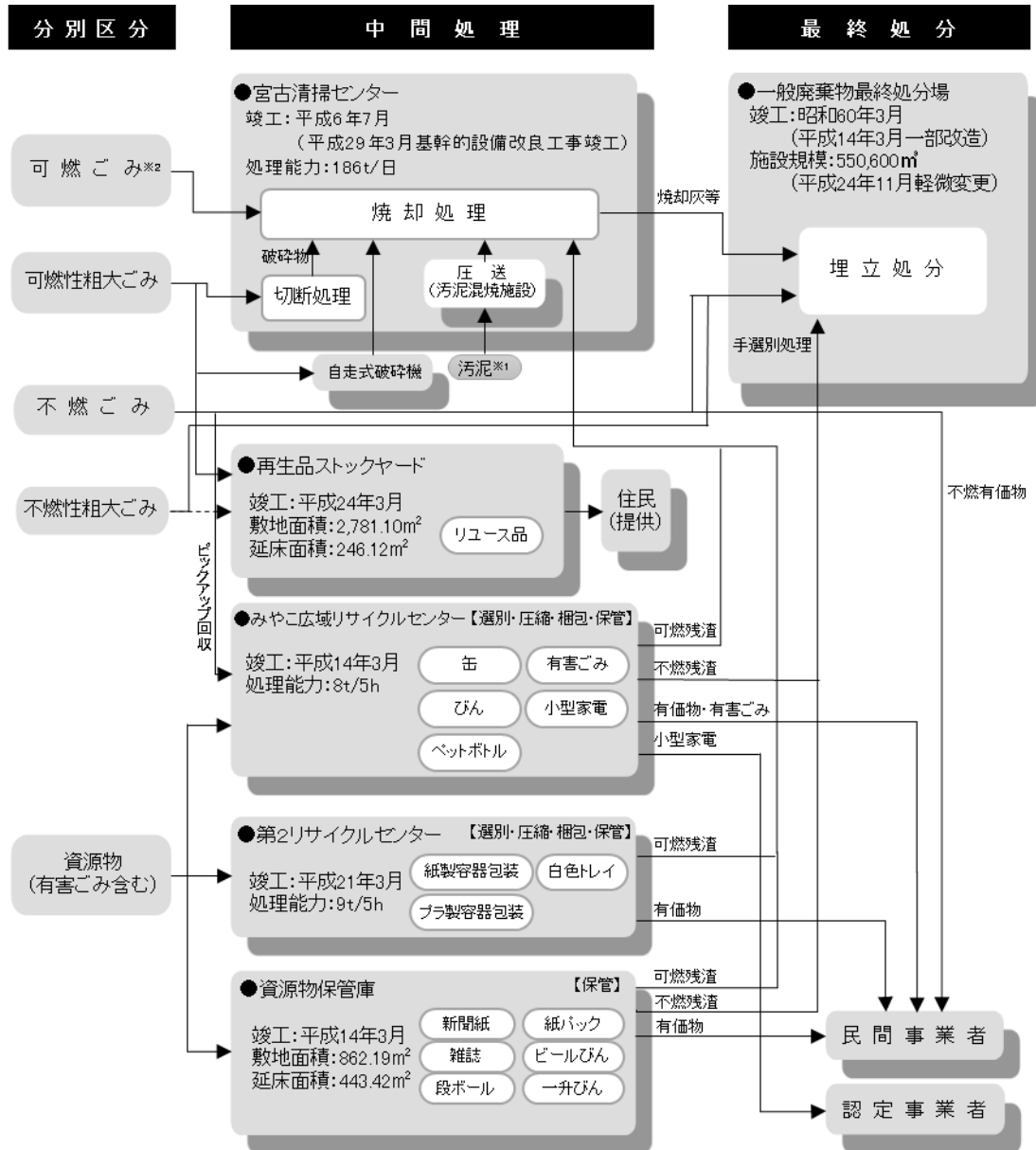
方針4 災害時における組合及び組合構成市町村等との連携強化

災害時における処理処分は、組合及び構成市町村等と連携を強化し、処理体制の構築を図ります。

2 将来のごみ処理の流れ

本計画の計画最終年度である令和7年度時点における将来のごみ処理フローを図に示します。

図11 将来ごみ処理・処分の主な流れ（令和7年度）



※1:搬入される汚泥は、下水道処理施設、集落排水処理施設、し尿処理施設からの脱水汚泥

※2:特定産業廃棄物(下水道汚泥(スクリーンカス含む)、廃油(阻集器回収油分に限る)、廃プラ(発泡スチロール製の箱状容器に限る)、燃え殻(公衆浴場から生じたものに限る))含む

出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

3 数値目標

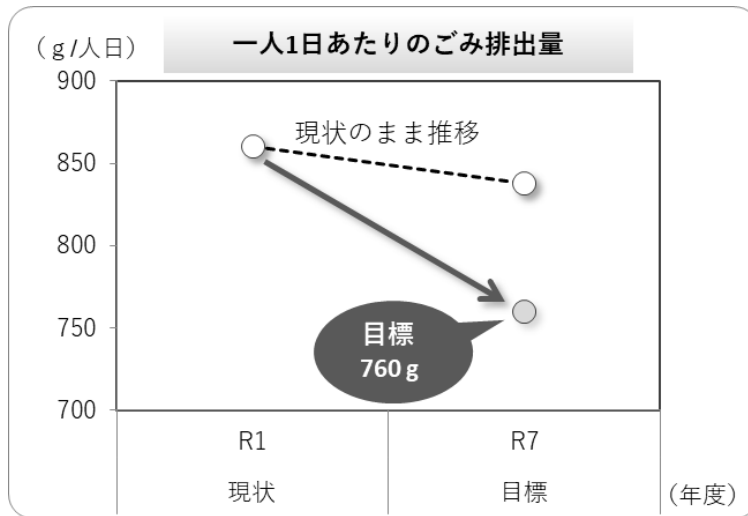
(1) 数値目標

本町では、基本理念である「資源循環型社会の形成」を目指すため、以下の3つの目標を設定しました。

表 10 数値目標

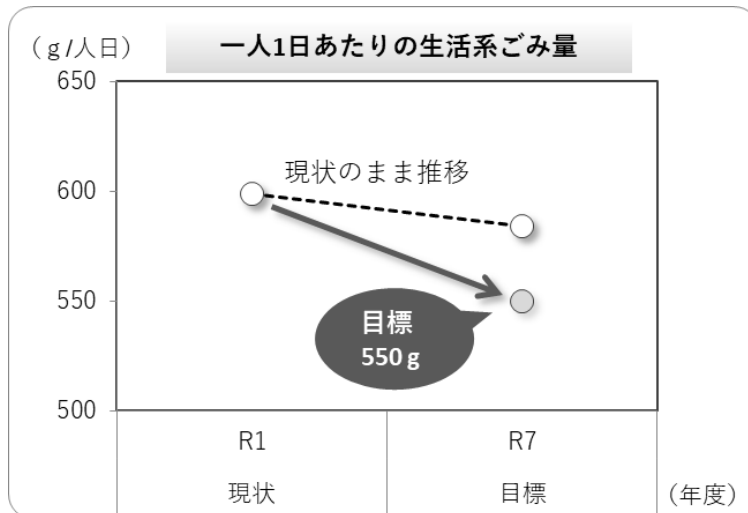
指 標		数値目標 (R7)	現状 (R1)	備考
主要目標	① 一人1日あたりのごみ排出量	760g	860g	
	② 一人1日あたり の生活系ごみ量	550g	599g	
	③ リサイクル率	32.8%	30.9%	

図 12-1 一人1日あたりのごみ排出量 (指標①)



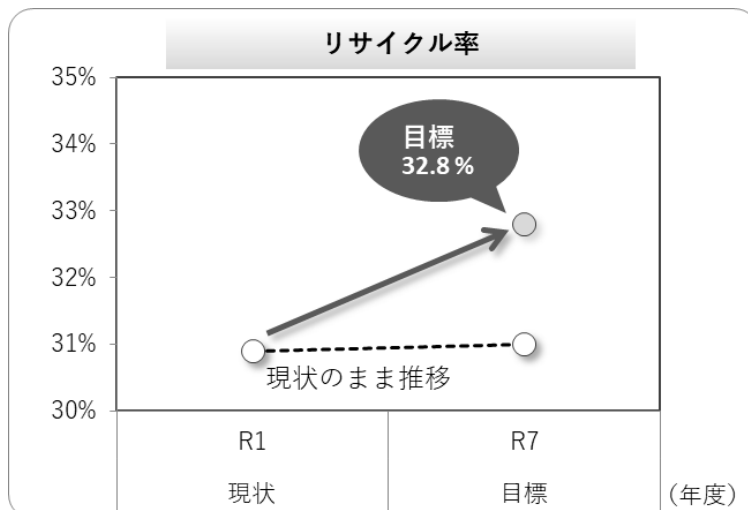
出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

図 12-2 一人1日あたりの生活系ごみ排出量 (指標②)



出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

図 12-3 リサイクル率 (指標③)



出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

(2) ごみ総排出量の将来予測

前項の目標達成に向けた施策を実施した場合のごみ総排出量の推移を表及び図に示します。

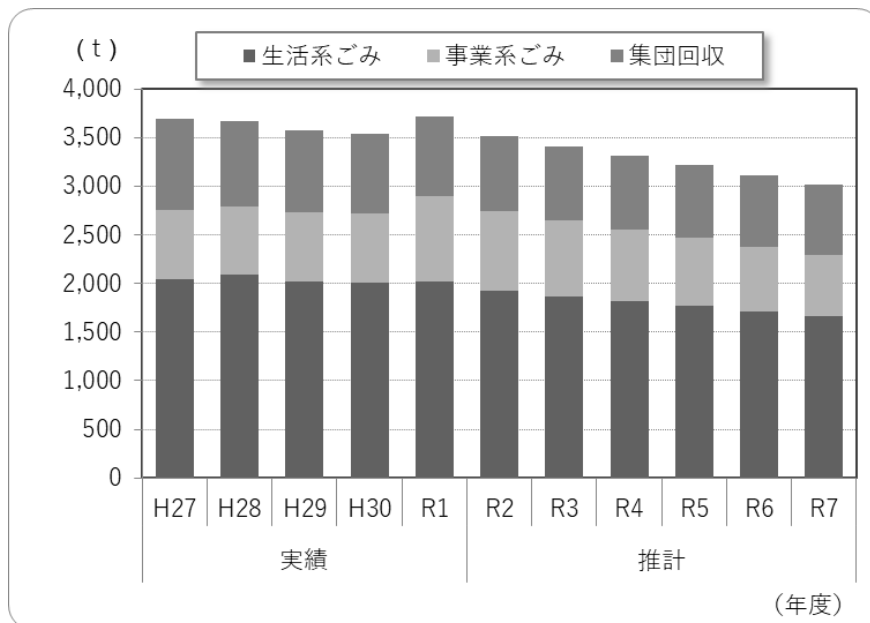
表 11 ごみ総排出量の将来予測（目標達成に向けた施策を実施した場合）

単位：t/年度

		生活系ごみ	事業系ごみ	集団回収	ごみ排出量	ごみ総排出量
実績	H27	2,044	709	940	2,753	3,693
	H28	2,087	702	885	2,789	3,674
	H29	2,019	707	851	2,726	3,577
	H30	2,044	709	940	2,753	3,693
	R1	2,021	879	820	2,900	3,719
推計	R2	1,923	820	778	2,743	3,521
	R3	1,869	779	766	2,648	3,414
	R4	1,816	742	752	2,558	3,310
	R5	1,766	708	742	2,474	3,216
	R6	1,710	671	729	2,381	3,110
	R7	1,660	634	719	2,294	3,013

出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

図 13 ごみ総排出量の将来予測（目標達成に向けた施策を実施した場合）



1 ごみ減量・資源化計画

本町では、組合及び組合構成市町村と連携を図り、住民や事業者と協働して3Rの推進に取り組み、生活系ごみ及び事業系ごみの減量化・資源化の促進を図ります。

(1) 生活系ごみの減量化・資源化

① 生ごみの食品ロス削減・減量化・資源化

生ごみは、本地域における燃やせるごみの半分以上を占め、一般的に約8割が水分と言われています。

生ごみの減量化については、食べ残しや賞味期限切れによる廃棄、料理過程で出てくる調理くずを減らす等食品ロス削減に努め、さらに、平成21年度より実施している「ひと絞り運動」を継続実施し、発生した生ごみの水切りを徹底していきます。

② 分別の徹底

燃やせるごみの中には、資源化できるものがあるため住民にさらなる分別の徹底を呼びかけ、ごみの減量化・資源化を促進します。

③ 集団回収の推進

本町で実施している集団回収事業を継続し、本事業を通じて地域コミュニティの形成に役立て、地域団体の育成を図るとともに、資源回収の促進を図ります。また、集団回収への助成を継続実施していきます。

④ 生活系ごみの有料化の検討

組合では、平成9年10月1日（平成16年7月1日改定）から、一定量以上の直接持込みごみに対してごみ処理手数料を徴収していますが、収集ごみについても排出量に対する負担の公平という観点から、必要に応じてごみ有料化の導入も検討します。

なお、検討にあたっては、組合及び構成市町村と連携を図り、県内外の動向を踏まえ行っています。

⑤ 資源回収業者の確保

地域で回収された資源が、円滑に資源回収業者に引き渡されるよう必要に応じて業者との連絡・調整を行います。

⑥ 再資源化収集品目の拡大

平成 27 年 4 月より開始した小型家電の回収について、回収品目やボックスの設置場所等を周知徹底していきます。

また、組合及び構成市町村と連携し、再資源化が可能で、ごみの減量に効果があるものについては、分別収集品目の拡大を検討します。

⑦ リユースの継続・推進

再生品ストックヤードを活用し、粗大ごみからの再生利用可能な物の回収と住民への提供を継続して行います。また、地域内のリサイクルショップやフリーマーケット等の情報を住民へ提供することで、さらなるリユースを推進していきます。

(2) 事業系ごみの減量化・資源化

① 排出者責任の徹底

事業活動に伴い排出される廃棄物は、事業者が自らの責任において適正処理することが法律により義務づけられているため、事業者に対しては、排出者責任の徹底を周知します。

② 事業系ごみの適正処理の推進

生ごみの減量に対し、病院・介護施設・ホテル・給食センター・飲食店等の生ごみの排出が多い事業者については、食べ残しや調理くずを減らす工夫をする等、生ごみの減量化・資源化を促進するよう協力を働きかけます。特に、食品関連事業者（製造、流通、外食等）については、食品リサイクル法に基づき事業者ごとに定める再生利用等実施率を達成するよう働きかけます。

また、小売店や事務所等では、書類等の紙類の排出が多い傾向にあることから、裏紙を使用するなど、紙類の使用を減らした上で、資源化を促進し、さらに、過剰包装を自粛することで、包装廃棄物の排出を抑制するよう協力を求めます。

③ 公共施設における減量化の推進

公共施設は、他の事業所のモデルとなるべく、自ら率先して資源化、減量化に取り組みます。

(3) 普及・啓発事業

① パートナーシップの形成

ごみ問題に関し、住民、事業者と連携、協働した取組を推進するため、環境審議会、リサイクル推進員の取組を継続していきます。

また、定期的な「地区清掃」、「道路・河川・海辺などの美化清掃」などを通じて、住民と協働して清潔できれいな街づくりを推進します。

② 住民・事業者への意識啓発及び情報提供

住民及び事業者に対し、ごみ問題への関心や3Rの推進によるライフスタイルの転換など、ごみの減量化・資源化への意識啓発や情報提供を実施します。

③ 環境にやさしい買い物の普及促進

商品購入時におけるマイバッグ持参運動、詰め替え品、長い間使える製品、リサイクル可能な商品、リサイクル製品などの、環境にやさしい商品の購入等の3R行動の実践を呼びかけ、商品購入段階からのごみの排出抑制の推進に努めます。

④ 環境教育・環境学習の推進

本町においては、ごみに関する出前講座、ごみ処理施設等の見学会、リサイクル分別体験など、学校や地域ぐるみで考え、学び、実践する生涯学習としての取組を推進します。

また、組合と連携し、環境学習の一環として、ポスターコンクールの開催や宮古清掃センター、みやこ広域リサイクルセンター、第2リサイクルセンター及び一般廃棄物最終処分場等の施設見学の依頼にも積極的に対応していきます。

2 収集・運搬計画

(1) 排出場所の適正管理

家庭ごみの排出場所の設置、移動、廃止は、本町が地区の要望や設置場所の適否、収集効率等を考慮し、整備するものとします。排出場所は、利用者により清潔と美観を保持するよう協力を要請します。

(2) ごみの収集体制

住民及び事業者と密接な関わりを必要とする、ごみの分別排出、収集・運搬に関する事務事業は、本町が主体的な取り組みを図るものとします。

(3) 収集サービスの向上

高齢者や障がい者などごみ出しに支援を必要とする方等、住民のニーズに対応した収集サービスの実施を検討します。

また、住民と直接接点のある収集職員との情報交換及び情報共有により、収集現場における住民のニーズの把握に努め、収集サービスの向上を目指します。

(4) 低公害収集車両導入の促進

収集委託業者や事業者がごみの収集運搬に使用する車両に対して、環境にやさしい低公害車の導入を促進します。低公害車の導入にあたっては、低公害車の種類ごとの費用対効果や環境への影響等を考慮した上で、各構成市町村に適した低公害収集車両の導入を検討していきます。

(5) 収集不適ごみに対する適正排出の徹底

分別の不備や処理困難物等の収集できないごみに対し、「排出禁止シール」や「分別啓発シール」などを貼り、適正排出を徹底します。

3 中間処理計画

中間処理については、組合において実施していることから中間処理の計画は組合の一般廃棄物処理基本計画から抜粋しています。

(1) ごみ焼却施設

宮古清掃センターは平成6年7月に竣工した施設であり、老朽化が進んでいたため、施設の延命化及び二酸化炭素排出量の削減を図った基幹的設備改良工事を実施し、平成29年3月に竣工しました。今後も温室効果ガスの低減等低炭素社会に配慮した施設整備を汚泥混焼施設とあわせ計画的に行っていきます。

また、燃やせるごみ及び可燃性粗大ごみは、リサイクルの推進等により減少していくと予測されるため、搬入量やごみ質の変化に応じた効率的な運転管理を行っていきます。

(2) リサイクルセンター

リサイクル品目の回収量は、人口減少や排出抑制により減少していくと予測されることから、処理量に応じた効率的で計画的な運転管理を行っていきます。

また、みやこ広域リサイクルセンターは竣工後約19年を経過し、設備の老朽化が進むと予測されることから、施設整備を計画的に行っていきます。

平成23年度に整備した再生品ストックヤードでは、引き続き粗大ごみから回収した再生可能な物の修理等を行い住民に提供するなどリユースを促進します。

(3) 粗大ごみ処理施設

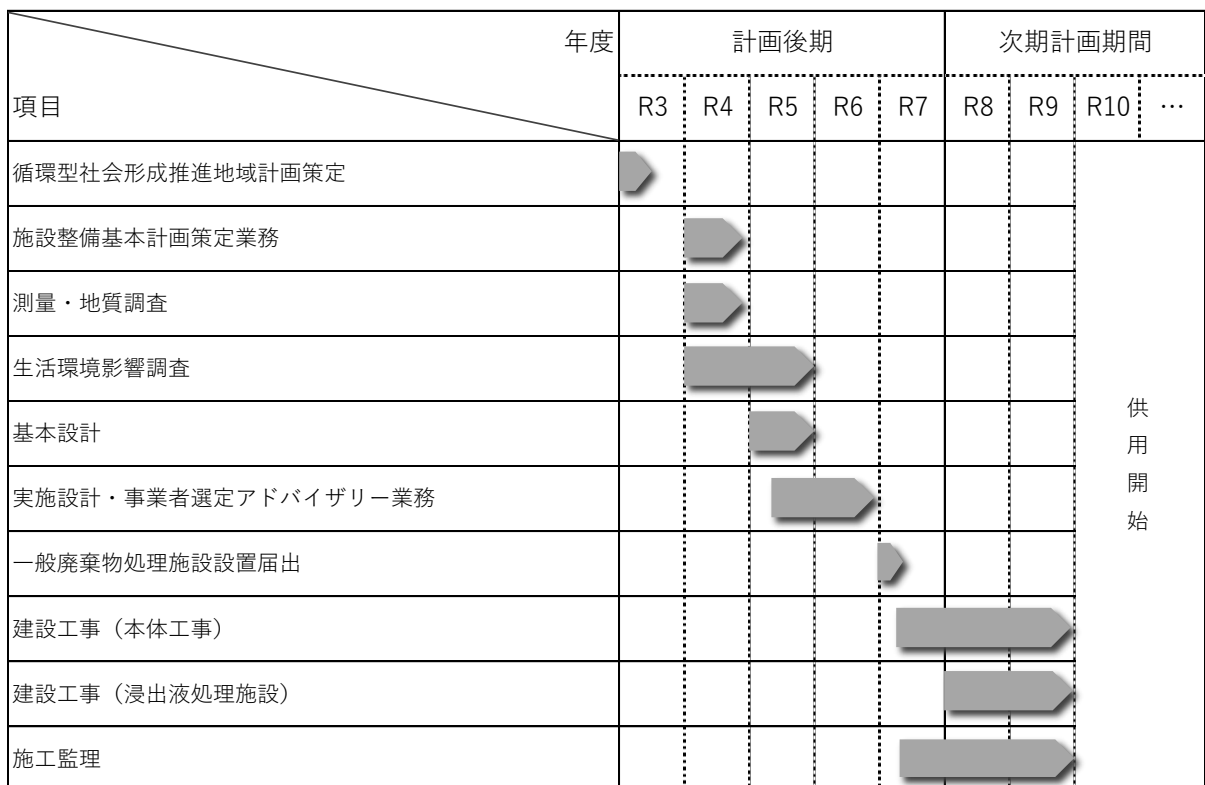
一般廃棄物最終処分場で稼働している粗大ごみ処理施設（自走式破砕機）は、平成12年3月から稼働しており、老朽化が進んでいたため、令和2年1月に施設更新を行いました。更新後の施設で引き続き適正にごみ処理を行っていきます。

4 最終処分計画

最終処分場の施設整備事業スケジュールを図 14 に示します。

既存の一般廃棄物最終処分場（昭和 60 年 3 月竣工）は、令和 10 年度中に埋立完了となる見込みであることから、最終処分場の更新に向けた計画の策定や既設の処分場の埋立完了に向けた雨水排水対策等を実施します。さらに、一般廃棄物最終処分場に付随する施設である浸出液処理施設（水処理施設）においては、埋立完了及び廃止時期を見込んだ整備を計画し、効率的で適正な維持管理を実施していきます。

図 14 施設整備事業スケジュール（最終処分場）



出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

5 その他の計画

(1) 漁業系廃棄物の処理

漁業系廃棄物は、宮古市、岩泉町、岩泉町、田野畑村の連名で定めた「動植物性残渣による漁業系廃棄物処理計画」に基づき処理を行います。

○処理対象物

- ①カキ殻
- ②ウニ殻
- ③海藻残さ（ワカメ・コンブ）
- ④ホタテ貝殻
- ⑤養殖付着物（カキ・ホタテ）

(2) 災害廃棄物への対応

「岩泉町地域防災計画」に基づき、震災や風水害等の自然災害により、一時的に多量に排出されるごみの処理について、組合と連携してその適正な処理を図ります。

また、「災害廃棄物処理対策指針（改訂版）（平成30年3月 環境省）」に基づき、より一層の災害廃棄物の迅速な対応を図るために、「災害廃棄物処理計画」の策定を検討します。

① 本町の地域防災計画における基本方針

- ・震災によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図ります。
- ・ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図ります。
- ・被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物又は災害廃棄物及び道路、河川、港湾等の利用の障害となっている障害物を、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保等を図ります。
- ・廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、迅速かつ円滑にこれらの処理及び除去を実施することができるよう連携を図ります。

② 組合における災害廃棄物への対応

○仮置場の確保・管理

・仮置場の確保

構成市町村では、被災地の生活環境を保全するため、災害廃棄物等の一次的な排出場所である仮置き場を確保し、一時保管や分別作業を行います。組合では、排出場所から搬出される災害廃棄物の二次的な一時保管や、分別などの作業を行うための場所の確保を図ります。

・分別の徹底

災害廃棄物は分別排出を基本とし、混合して搬入されたごみも再選別等の分別を行い、再資源化を図ります。

また、家電リサイクル法等の対象物は、関係法令に則り適正に処理します。

・処理困難物・危険物等

災害によって搬入された処理困難物・危険物等は適正に管理し、専門業者への委託等の検討を行い適正に処理します。

○災害廃棄物の処理

・災害廃棄物の処理

分別を徹底したのち、再資源化できないものは焼却または埋立処分を行い適正に処理します。

・処理施設の確保等

ごみ処理施設が被災、または処理能力以上の災害廃棄物発生により処理が困難な場合には、「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」等により協力を要請するなど、処理ルート確保を図ります。

また、本地域外で発生した災害で発生した災害廃棄物に対し、ごみ処理の要請があった場合には、適正な処理・処分が可能な範囲で協力するものとします。

(3) 不法投棄防止の推進

岩手県、組合、警察等と連携を強化し、不法投棄防止に向けて環境巡視員のパトロールを強化するなど、監視体制の強化を図ります。

(4) 在宅医療廃棄物

本町においては、今後ますます高齢化社会となっていくことが予測されており、在宅医療廃棄物を適正に処理することが喫緊の課題であったことから、令和元年 12 月に宮古市、岩泉町、岩泉町、田野畑村の連名で「宮古地域在宅医療廃棄物処理計画」を定めました。在宅医療廃棄物は、当該計画に基づき安全かつ適正に処理します。

(5) 本町の共同事務のあり方の検討

本町と組合との共同事務のあり方を協議していきます。

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水の現況と課題

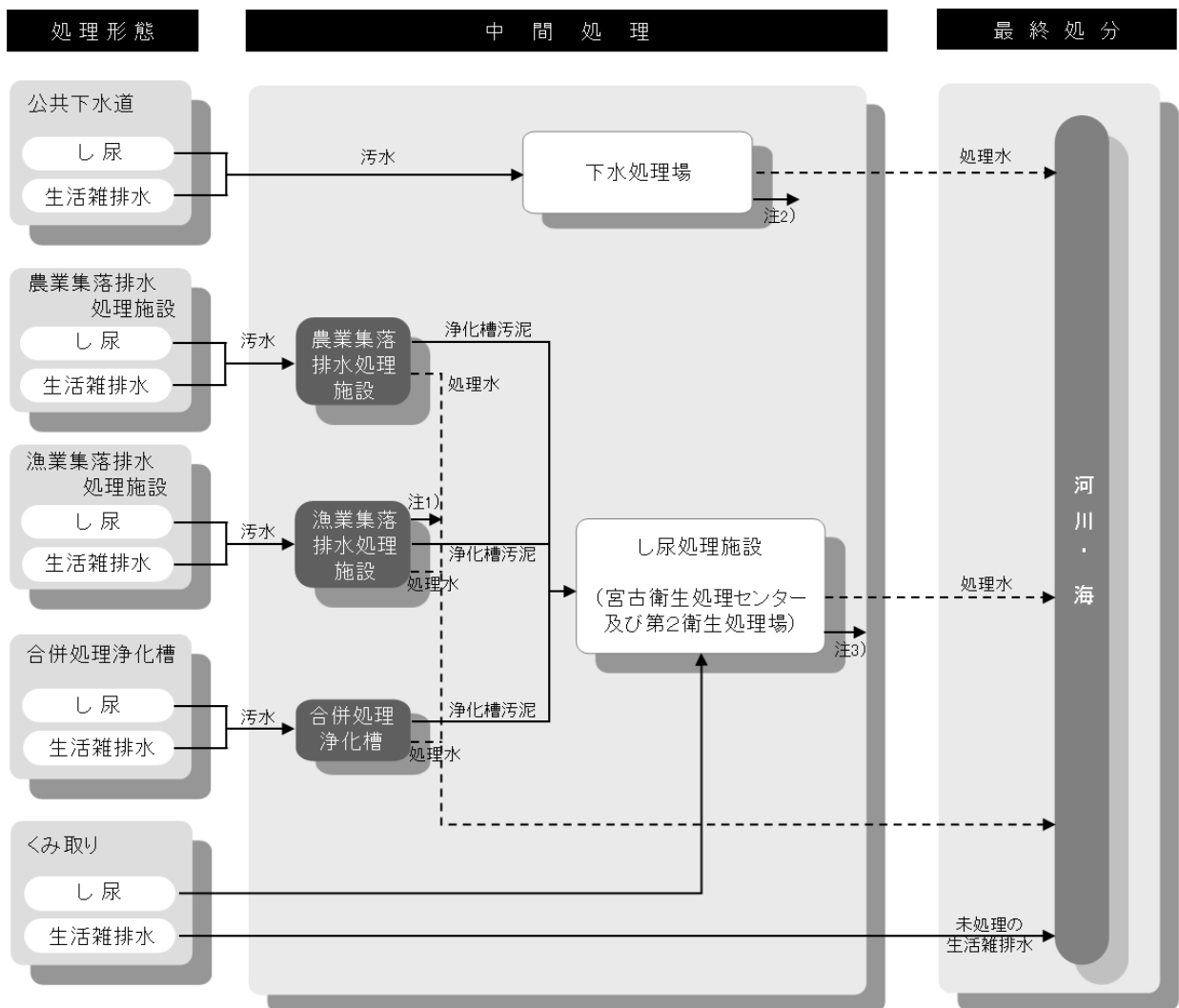
1 生活排水の処理の流れ

本町における生活排水処理の流れを図に示します。

本町は、し尿及び生活排水を適正に処理するため、公共下水道、農業集落排水処理施設を整備するとともに、合併処理浄化槽の普及に努めています。

また、組合は、し尿処理施設（宮古衛生処理センター及び第2衛生処理場）を整備し、くみ取りし尿及び浄化槽汚泥を適正に処理しています。

図 15 生活排水処理の流れ（令和3年度）



※：注1・2・3からは脱水汚泥が排出され、汚泥混焼施設に運ばれ、宮古清掃センターで焼却処理しています。

出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

2 処理形態別人口の推移

本町の生活排水処理形態別人口の推移を、表及び図に示します。

水洗化率は、平成 27 年度から令和元年度にかけて 10.8 ポイント増加し、73.1%となっています。また、生活排水処理率は、平成 27 年度から令和元年度にかけて 7.8 ポイント増加し 41.9%となっています。

表 12 生活排水処理形態別人口の推移

単位：人

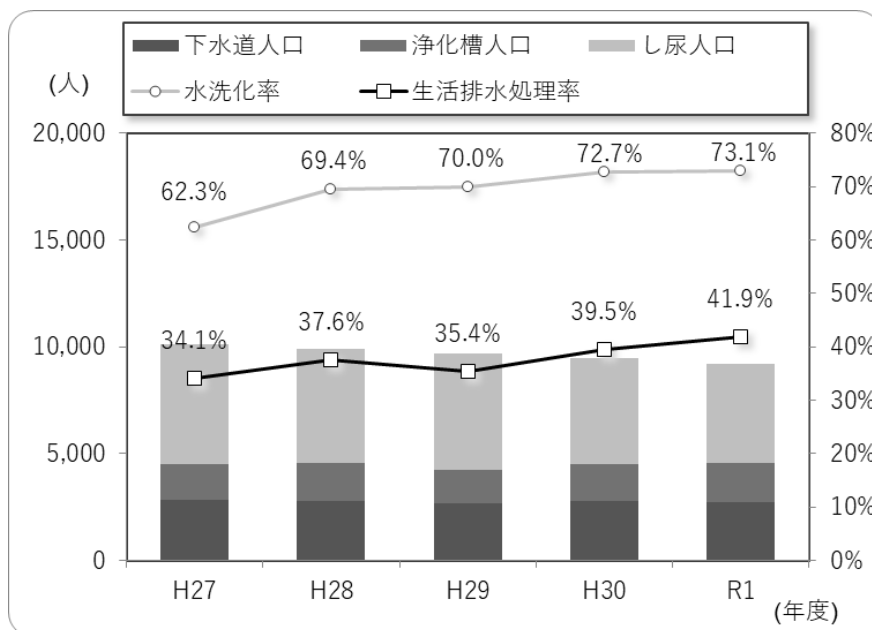
			H27	H28	H29	H30	R1
下水道 人口	水洗化人口	a	1,761	1,942	1,860	2,028	1,978
	未水洗化人口	b	1,065	855	798	761	729
	計(下水道処理区域内人口)	c=a+b	2,826	2,797	2,658	2,789	2,707
	(水洗化率)	d=a/c	62.3%	69.4%	70.0%	72.7%	73.1%
集落排水人口		e	0	0	0	0	0
	うち浄化槽処理人口	f	0	0	0	0	0
浄化槽 人口	合併処理浄化槽	g	1,682	1,784	1,562	1,714	1,880
	単独処理浄化槽	h	0	0	0	0	0
	計	i=g+h	1,682	1,784	1,562	1,714	1,880
自家処理人口		j	0	0	0	0	0
し尿人口		k	5,591	5,317	5,446	4,959	4,629
合計(区域内人口)		l=c+e+i+j+k	10,099	9,898	9,666	9,462	9,216
生活排水処理率		m=(a+e+g)/l	34.1%	37.6%	35.4%	39.5%	41.9%

注)1. 水洗化率：下水道処理区域内人口に対する水洗化人口の割合

注)2. 生活排水処理率：区域内人口に対する生活排水処理人口(下水道(水洗化)、集落排水、合併浄化槽)の割合

出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

図 16 生活排水処理形態別人口の推移



3 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

本町のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移を、表及び図に示します。

し尿は、平成 27 年度から令和元年度にかけて約 159kL 減量し、4,775kL となっています。

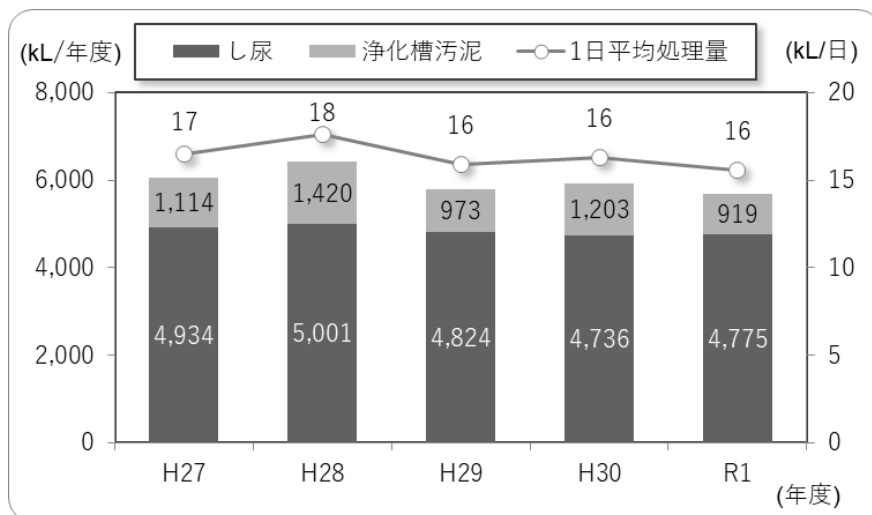
浄化槽汚泥は、平成 27 年度から令和元年度にかけて約 195kL 減量し、919kL となっています。

表 13 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

			H27	H28	H29	H30	R1	
し尿	し尿人口	(人)	6,656	6,172	6,244	5,720	5,358	
	処理量	(kL/年度)	4,934	5,001	4,824	4,736	4,775	
	一人1日あたり	(L/人日)	2.03	2.22	2.12	2.27	2.44	
浄化槽汚泥	浄化槽人口	(人)	1,682	1,784	1,562	1,714	1,880	
	処理量	(kL/年度)	1,114	1,420	973	1,203	919	
	一人1日あたり	(L/人日)	1.81	2.18	1.71	1.92	1.34	
合計処理量			(kL/年度)	6,048	6,421	5,797	5,939	5,694
1日平均処理量			(kL/日)	17	18	16	16	16

出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

図 17 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移



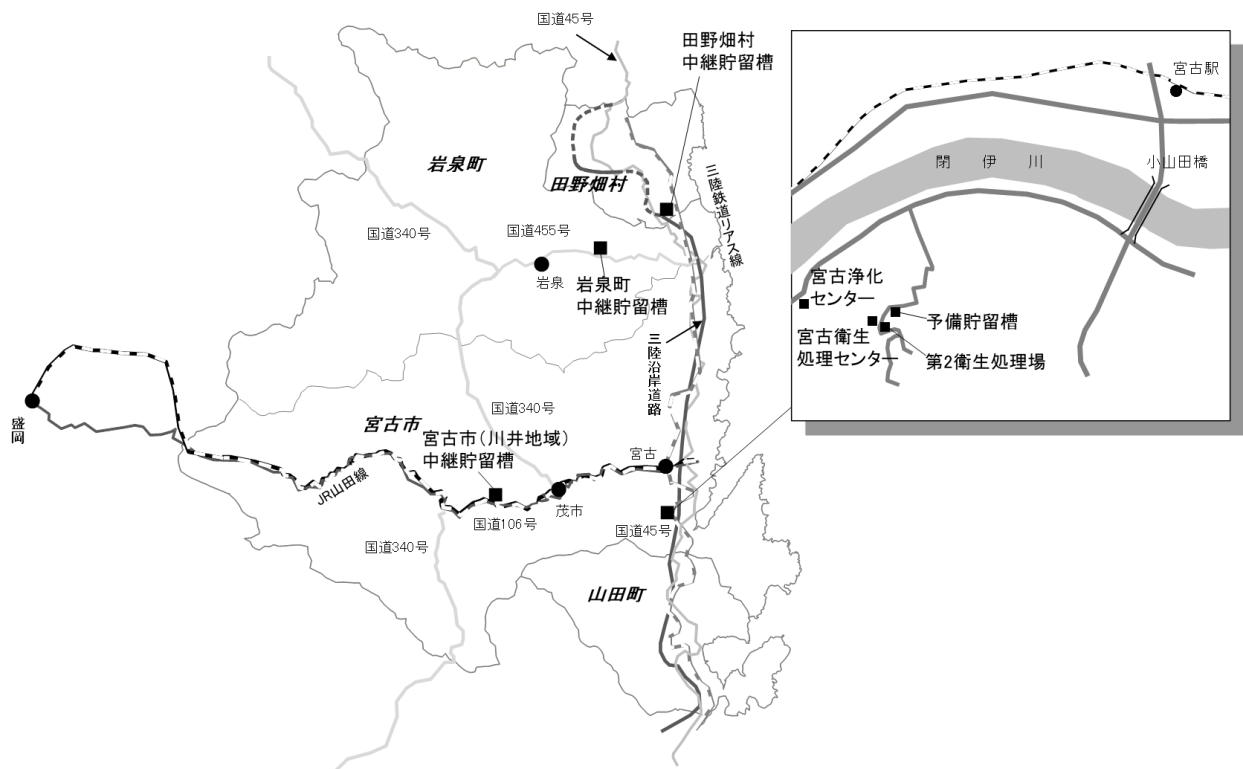
4 施設整備概要

組合のし尿及び浄化槽汚泥処理施設の位置図を図に、施設概要を表に示します。

組合では、宮古衛生処理センター、第2衛生処理場及び予備貯留槽を整備し、し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理しています。

搬入したし尿及び浄化槽汚泥は、これらの施設で有機物や窒素、リン等を除去し、処理水を閉伊川へ放流しています。

図 18 宮古衛生処理センターの位置図



出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

表 14 施設概要

名 称	宮古衛生処理センター	第2衛生処理場	予備貯留槽
処理方式	標準脱窒素処理方式 +高度処理設備	標準脱窒素処理方式	
処理対象	し尿及び浄化槽汚泥	し尿及び浄化槽汚泥	し尿及び浄化槽汚泥
竣 工	昭和 63 年 11 月※	平成 11 年 3 月※	平成 7 年 9 月
処理能力	74 kL/日	63 kL/日	500 m ³ (270 m ³ +230 m ³)

名 称	宮古市（川井地域） 中継貯留槽	岩泉町中継貯留槽	田野畑村中継貯留槽
処理対象	し尿及び浄化槽汚泥	し尿及び浄化槽汚泥	し尿及び浄化槽汚泥
竣 工	平成 4 年 2 月	平成 15 年 3 月	平成 5 年 1 月
容 量	50 m ³	110 m ³ (40 m ³ ×2+30 m ³)	50 m ³

※平成 30 年 3 月基幹的設備改良工事竣工（処理能力変更）

出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

5 本地域のし尿及び浄化槽汚泥処理経費

本地域のし尿及び浄化槽汚泥処理経費及び一人あたりのし尿及び浄化槽汚泥処理経費の推移を表及び図に示します。

本地域のし尿及び浄化槽汚泥の処理経費は、1億7千万円から2億円程度で推移しています。また、区域内人口一人あたりの処理経費は、2,000円から2,500円程度で推移しています。処理経費は、組合一般廃棄物処理基本計画から抜粋しています。

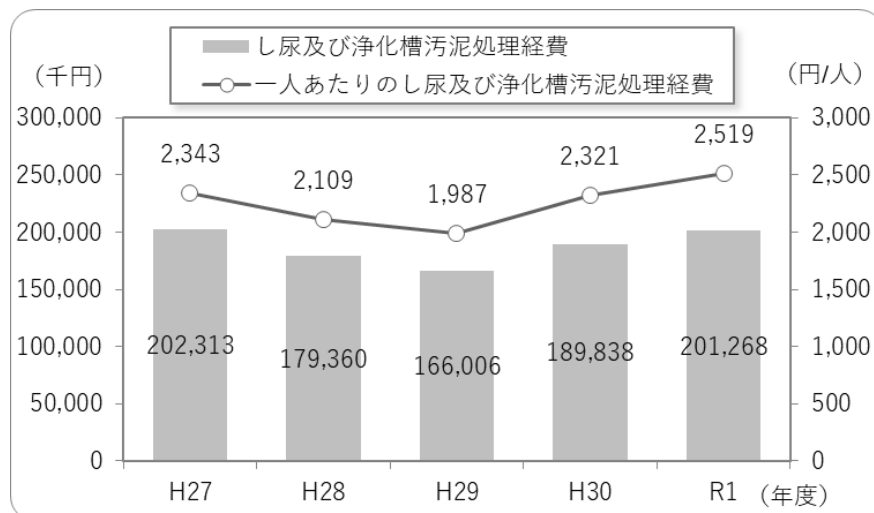
表 15 本地域のし尿及び浄化槽汚泥処理経費及び一人あたりの処理経費

		H27	H28	H29	H30	R1
し尿及び浄化槽汚泥 処理経費 (千円)	収集運搬	34,924	37,621	36,299	37,794	37,141
	中間処理	167,389	141,739	129,707	152,044	164,127
	最終処分	0	0	0	0	0
	合計	202,313	179,360	166,006	189,838	201,268
一人あたりのし尿 及び浄化槽汚泥 処理経費 (円/人)	収集運搬	404	442	434	462	465
	中間処理	1,939	1,666	1,553	1,859	2,054
	最終処分	0	0	0	0	0
	合計	2,343	2,109	1,987	2,321	2,519

注) 建設改良費(工事費+調査費)を除く。

出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

図 19 本地域のし尿及び浄化槽汚泥処理経費及び一人あたりの処理経費



出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

6 生活排水処理にかかる課題

(1) 生活排水の適正処理

公共下水道処理区域内の地域に対して、公共下水道への接続を促し水洗化率を向上させる必要があります。

また、くみ取り世帯に対しては、合併処理浄化槽や農業・漁業集落排水処理施設への接続を促し、生活排水処理率を向上させる必要があります。

(2) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制の見直し

本町では、今後、公共下水道の整備によりし尿及び浄化槽汚泥量は減少すると予想されることから、組合と協議しながら収集運搬体制の見直しを図る必要があります。

また、公共下水道の整備によりし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業者において経営圧迫が生じていることから、合理化事業計画等を作成する等、経営安定化を図る必要があります。

(3) し尿処理施設の運営

本町のし尿及び浄化槽汚泥量は減少傾向にあることから、し尿処理施設の設置者である組合では、処理量に応じた運転管理体制等の検討を行っていく必要があります。

(4) 良好な水環境づくりの推進

くみ取りをしている住宅や事業所等からは、未処理の生活雑排水が河川・海に放流されています。

そのため、住民や事業者に対して、公共下水道及び集落排水処理施設への接続、合併処理浄化槽設置の必要性や水環境に関する情報の提供等を行う必要があります。

第2節 生活排水処理の将来予測

1 処理形態別の人口の将来予測

本町における生活排水処理形態別人口の将来予測を表及び図 3-6 に示します。

令和元年度現在の生活排水処理率は 41.9%となっていますが、本計画最終年度には 48.3%に増加すると予測されます。

表 16 生活排水処理形態別人口の将来予測

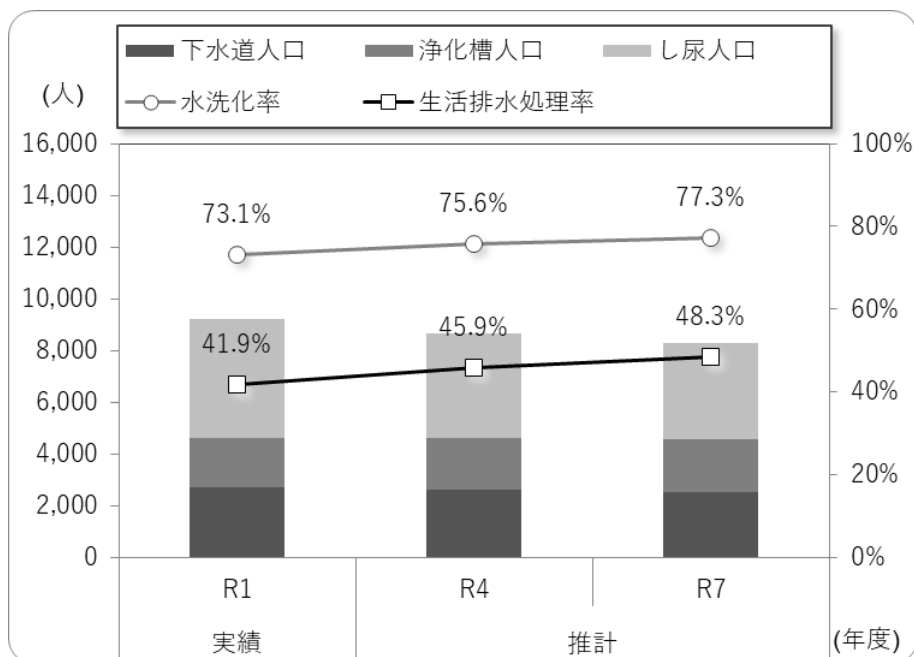
単位：人

			実績	計画 初年度	計画 最終年度
			R1	R4	R7
下水道 人口	水洗化人口	a	1,978	1,961	1,947
	未水洗化人口	b	729	633	571
	計(下水道処理区域内人口)	c=a+b	2,707	2,594	2,518
	(水洗化率)	d=a/c	73.1%	75.6%	77.3%
集落排水人口	e	0	0	0	
	うち浄化槽処理人口	f	0	0	0
浄化槽人口	g	1,880	2,007	2,049	
自家処理人口	h	0	0	0	
し尿人口	i	4,629	4,051	3,704	
合計(区域内人口)	j=c+e+g+h+i	9,216	8,652	8,271	
生活排水処理率	m=(a+e+g)/j	41.9%	45.9%	48.3%	

注) 浄化槽人口は、すべて合併処理浄化槽人口。

出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

図 20 生活排水処理形態別人口の将来予測



出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

2 し尿及び浄化槽汚泥処理量の将来予測

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥処理量の将来予測を表及び図に示します。

くみ取り世帯の人口減少に伴い、し尿の処理量は減少し、本計画最終年度の令和7年度では、3,542kLと予測されます。また、浄化槽汚泥の処理量は増加し、令和7年度では、1,234kLと予測されます。

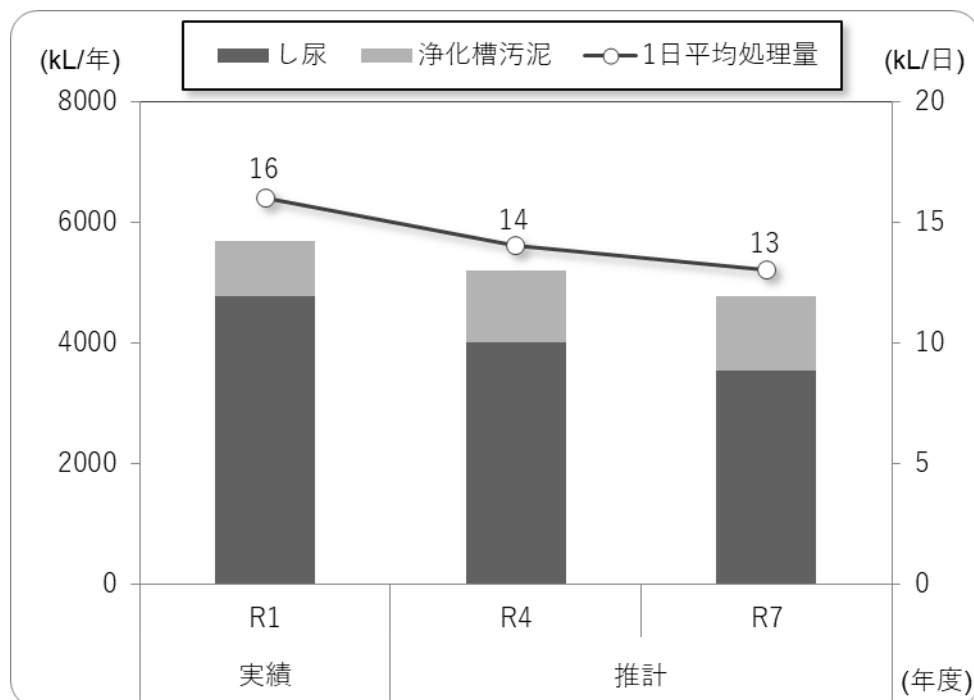
し尿及び浄化槽汚泥の合計の処理量は減少していくと予測され、1日平均処理量は、令和元年度では16kLでしたが、本計画最終年度の令和7年度では、13kLと予測されます。

表 17 し尿及び浄化槽汚泥処理量の将来予測

			実績	計画 初年度	計画 最終年度
			R1	R4	R7
し尿	し尿人口	(人)	5,358	4,684	4,275
	処理量	(kL/年度)	4,775	3,881	3,542
浄化槽汚泥	浄化槽人口	(人)	1,880	2,007	2,049
	処理量	(kL/年度)	919	1,209	1,234
合計処理量		(kL/年度)	5,694	5,090	4,776
1日平均処理量		(kL/日)	16	14	13

出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

図 21 し尿及び浄化槽汚泥処理量の将来予測



出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

第3節 生活排水の処理主体

生活排水処理の主体を表に示します。

本町では、公共下水道を整備し、各家庭からのし尿・生活雑排水を処理します。

組合では、宮古衛生処理センター等のし尿処理施設において、くみ取り世帯からのし尿や合併処理浄化槽からの浄化槽汚泥を処理しています。

なお、合併処理浄化槽は、各設置世帯が処理主体となりますので、各世帯それぞれでのし尿・生活雑排水を処理します。

表 18 生活排水処理の主体

処理主体	種 類	対象の生活排水
本 町	・ 公共下水道	・ 各家庭からのし尿・生活雑排水
組 合	・ し尿処理施設	・ くみ取り世帯からのし尿 ・ 農業集落排水処理施設からの浄化槽汚泥 ・ 漁業集落排水処理施設からの浄化槽汚泥 ・ 合併処理浄化槽からの浄化槽汚泥
住 民	・ 合併処理浄化槽	・ 各家庭からのし尿・生活雑排水

出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画

第4節 生活排水処理基本計画

1 生活排水の適正処理の推進

公共下水道処理区域内にある未接続の住宅や事業所に対して、公共下水道処理への接続を推進し水洗化率の向上を目指します。

さらに、くみ取り世帯に対しては、合併処理浄化槽の設置、集落排水処理施設への接続を推進し生活排水処理率の向上を目指します。

2 し尿及び浄化槽汚泥収集運搬計画

本町のし尿及び浄化槽汚泥は、人口減少などにより収集運搬量が減少すると予想されることから、関係法令に基づき、組合及び構成市町村で協議しながら、適正な収集運搬体制見直しの検討を行います。

また、合理化事業計画等を作成する等、収集運搬事業者の経営安定化を図ります。

3 し尿及び浄化槽汚泥中間処理計画

組合のし尿処理施設は、昭和 63 年から稼働している施設もあり、各設備・機器が一般的な耐用年数を超過してきていたことから、基幹的設備改良工事を実施し、平成 30 年 3 月に竣工しました。

今後は、サンダーシステム等の活用により、減少傾向にある処理量に応じた効率的な運転管理を行うとともに、低炭素社会に配慮した計画的な施設整備を行っていきます。

4 水環境の保全に関する普及・啓発活動

本町の水環境を保全するため、生活排水処理施設等の必要性や各家庭及び事業所等における取組み内容等の各種情報をホームページ、広報等を利用し、水環境の保全に取り組むことができるように普及・啓発活動を推進していきます。

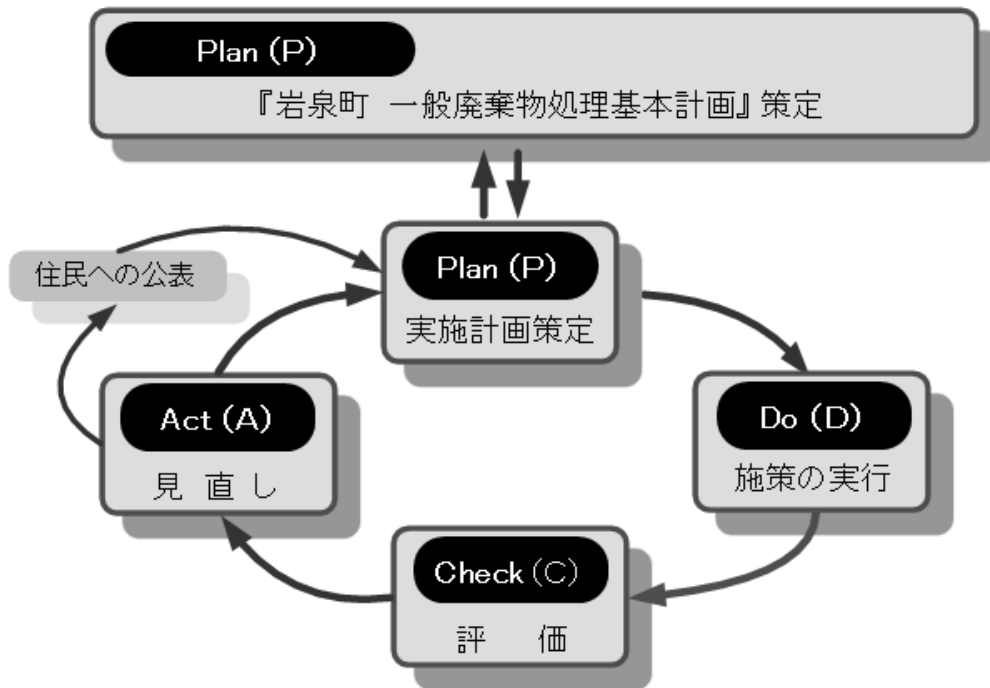
第4章 計画の進行管理

本計画の目標に対する達成状況や目標達成に向けた取り組み内容等に関し、PDCAサイクルを徹底し、実績の把握や各種ごみ減量化・資源化施策等の分析・評価により、計画の進行管理を実施します。

また、必要に応じて施策や事業内容の見直し、代替案の策定、新しい施策の検討等を行い、計画目標の効率的な達成に努めます。

なお、PDCAサイクルとは、以下図に示すように、計画を策定(Plan)し、同計画に基づいて施策を実施(Do)し、目標の達成状況や施策の実施状況を分析・評価(Check)し、その後、必要に応じて見直し(Act)を実施することを言います。

図 22 一般廃棄物処理基本計画PDCAサイクル



出典：宮古地区広域行政組合 一般廃棄物処理基本計画